

一般会計決算・予算審査特別委員会記録 (未校正)

○招集日時 令和5年 9月14日 (木) 午前 9時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	齋藤久代
副委員	長	根岸裕美子
委員		佐野太一
〃		須田光雄
〃		鈴木三男
〃		小堤修
〃		岩澤信
〃		落合信太郎
〃		結城繁
〃		遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員

副市長	長	吉田雅弘
教育長	長	伊藤哲
総務部長	長	鈴木文江
政策推進部長	長	齋藤嘉彦
財政部長	長	田中英樹
建設部長	長	前野拓
都市整備部長	長	浅野和生
教育部長	長	井橋貞夫
教育参事		伊藤誠
教育次長	長	森川和典
総務課長	長	松崎剛
文化芸術課長	長	飯山貴与子
財政課長	長	海老原輝夫
管理課長	長	飯竹永昌
道路建設課長	長	榎根本嗣郎

排水対策課長	飯塚 稔
水とみどりの課長	蛭原 一雄
都市計画課長	大久保 益雄
学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	丸山 信彦
教育総合支援センター長	笠井 博貴
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
図書館課長	樋口 康代
財政課副参事	谷池 公治
管理課副参事	山田 哲也
排水対策課副参事	仁杉 繁隆
都市政策推進室長	中村 大地
文化芸術課長補佐	矢部 晃一朗
管理課長補佐	今井 正人
道路建設課長補佐	星加 英利
水とみどりの課長補佐	赤塚 祥吾
都市計画課長補佐	高橋 恭平
都市計画課長補佐	石井 豪
教育総務課長補佐	蛭原 康友
学務課長補佐	櫻井 裕也
保健給食課長補佐	横島 信吾
指導課長補佐	成島 寿
教育総合支援センター課長補佐	岩崎 康治
教育総合支援センター課長補佐	唐口 薫
生涯学習課長補佐	鈴木 克哉
生涯学習課長補佐	宮下 克彦
埋蔵文化財センター長	本橋 弘美

子ども青少年課長補佐 蛭田 暁
図書館課長補佐 渡辺 英紀
議会事務局 吉田 文彦
議会事務局補佐 小笠原 一裕

○職務のため
出席した者

○付託事件 認定第1号 令和4年度取手市一般会計決算の認定について

○調査事件 (1) 委員間討議(総括質疑事項の件)

○審査の経過

午前 9時01分開議

○齋藤委員長 ただいまの出席委員数は10名。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、一般会計決算・予算審査特別委員会を開きます。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、昨日に引き続き、認定第1号、令和4年度取手市一般会計決算の認定についてを審査いたします。この議題については説明を省略することが決まっております。

これから質疑を行います。一般会計決算に対する質疑について事前通告することとなっております。質疑は議題に対して疑義をたずねるために行う発言です。委員各位に申し上げます。質疑は簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言や要望・お願いや、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただくようあらかじめ申し上げます。また、質疑に当たっては、決算書または決算報告書等の該当ページを述べてから質疑願います。さらに、この委員会における質疑時間は、1議題につき質疑時間のみ8分以内となります。残り時間が3分となりましたら、ベルを1回鳴らします。また、残り時間が1分でベルを2回鳴らします。質疑時間終了でベルを3回鳴らしますので、御承知おき願います。なお、この質疑については、答弁を聞いて、質疑への疑義が残った委員から議論を深める質疑が認められております。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、これから認定第1号のうち土木費について質疑通告順に質疑を行います。7人の委員から通告がありました。

まず最初に、小堤委員。

○小堤委員 皆さん、おはようございます。どうぞよろしく願います。私は土木費のところまで1つです。緑地等管理に要する経費と公園維持管理に要する経費についてということで、決算書361ページと363ページです。報告書のほうは201ページと202ページとなります。このところですけども、緑地と公園と分けて、こういうふうにもどり

の課——水とみどりの課では決算を報告しておりますけれども、この中でちょっと特筆——というか注目すべきところは、やはりナラ枯れのところなんですけれども、一昨年ですけど、私のうちにも3メートルぐらいの松の木がありまして、父が丹精込めて育てたものだったんですけれども、マツクイムシ入って、あっという間に1週間ぐらいで枯れてしまいました。こっちの話はナラの木ですけれども、やはりそういうふうに寄生虫が入るとあっという間に茶色くなっていってしまうというような現象が、あちこちの緑地や公園で発生しているということは、以前にも一般質問等で確認しているところではございますけれども、そこで、この緑地と公園とのところでそれぞれにあるこのナラ枯れによる消毒及び伐採について、ちょっと結果報告といたしますか、その辺を詳しくお願いしたいと思います。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課、蛭原です。御質疑に答弁させていただきます。ナラなどのドングリの木が枯れるナラ枯れは、カシノナガキクイムシが木に穴を開けて入り込む穿入をして、病原菌を媒介することが原因によるものです。令和4年の夏、市内で初めてナラ枯れを確認し、市で管理しております緑地及び公園でも被害を確認いたしました。カシノナガキクイムシが穿入したかどうかは、フラスと呼ばれる木くずと排せつ物が木の根元や幹から出ていることで確認できます。市内の緑地公園では80本の木で穿入が確認されたことから、令和5年2月から3月にかけて、枯れた木10本を伐採、枯れなかった70本の木で消毒及び粘着シートを巻きました。このカシノナガキクイムシは、翌年の6月から11月頃にかけて羽化した新成虫が飛び出し、穿入を繰り返します。この習性から他の木への被害拡大を防ぐため、新成虫が飛び出す5月までに実施することが適切であることから、令和5年2月から3月に伐採並びに消毒、粘着シートを巻いたものです。粘着シートは、粘着面を内側に向けまして、飛び出したカシノナガキクイムシを捕獲するように貼っております。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そうしますと、伐採とか粘着シートを巻くのは、時期があると言いますけれども、その後に見つかった場合には、随時、消毒等をしていくということでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 現在貼っております粘着シートは、今年の12月から年度内をめどに剥がして、捕獲したカシノナガキクイムシを処分したいと思います。また、先ほど申し上げたように、今ぐらいの時期から11月ぐらいまで、また他の木に穿入を繰り返してのおそれがありますので、また被害があった木は確認いたしまして、枯れた木については伐採、また枯れてない木については消毒、粘着シートを貼っていくようにしたいと考えております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういうふうな対策を取っていくということですけど、今後、このナラ枯れの傾向というのは、このような状況で続くのか、それとももっと

もっと拡大して広範囲に多くの樹木が、ナラがやられてしまうのか、その辺は分かりませんか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 御質疑に答弁させていただきます。初めに傾向についてでございますが、一たび被害が発生しますと、翌年以降も周辺で被害が発生し、数年程度は継続して発生するといわれています。カシノナガキクイムシは繁殖に適した木を求めて次々と移動するため、被害発生から数年程度でナラ枯れの被害は終息することですが、一度被害が収まった地域でも再び発生する可能性があることが分かっております。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 そういうふうには、どんどんこう広がっていく傾向もあるのかなというところですけども、令和4年———昨年の夏にこういう症状が発見されたということで、それで予算措置をして、緑地で200万円ぐらい、公園のほうでは320万円で、合わせると五百二、三十万円かかっていると思うんですけども、これはやはり今後とも、このお金は来年度の予算とかにも計上していくような額でしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。対策でございますけれども、現在のところ、ナラ枯れ防除には個々の樹木に適用する方法が有効な手だてとなっております。今後も枯れた本数、あとカシノナガキクイムシが穿入した木に、本数に応じてになります。適切な執行をしてまいりたいと思います。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ということで、この金額が同じぐらい、もしくはそれ以上拡大していった場合に、500万円が600万円とか今後になっていくのかなと、そういう継続性は予算措置していかなくちゃいけないのかなというところで、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 現在、伐採の予算はある程度計上させていただいておりますが、不足する場合には、補正予算などで対応させていただきたいと考えております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。相手は虫ですから、どういうふうな状況でどうなっていくかは分かりませんが、適切に対処していただいて、この緑地や公園の環境を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○齋藤委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 執行部の皆さん、よろしく願いいたします。私は、決算報告書199ページの樋管の維持管理に要する経費について、お尋ねしたいと思います。最近、ゲリラ豪雨等によって一時的に大雨降ったりして、川の増水とか内水氾濫とかということで、非常に樋管の維持管理がますます重要になっているのかなという気はするんですけども。そこでまず初めに、樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の消防団と近隣住民の方に依頼しているということについて、まず初めに維持管理の業者の選定について、お尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。ただいまの鈴木委員の御質疑にお答えさせていただきます。維持管理の業者の選定の方法ということでございますけれども、排水機場の維持管理の業者につきましては、排水機場内の機器類などを点検することを主に行っていただく業者となっております、その選定に当たっては、主に機械ポンプのメンテナンスなどを業務として取り扱っている会社、そういった会社による指名競争入札により業者の選定を行っております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この入札による業者選定ですけども、これは年間契約なのか、あるいは数年契約単位で契約されるのか、お尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 契約につきましては、毎年毎年、年間契約ということで手続を取っております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。今の件は了解しました。次に樋管の操作はどのようなときにどのようなタイミングで行い、樋管の開閉によるうちみず——内水リスクについてどのように対応しているのか、お尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。樋管の操作につきましては、河川増水の状況によりまして、河川からの逆流の状況であったりとか、今後の天候、さらにインターネットなどによって、気象庁や国土交通省などのホームページから上流の増水状況、そういった様々な状況を踏まえまして樋管の開閉操作を行っていただいております。

次に、その樋管操作、内水リスクについての対応ということの御質疑でございますけれども、樋管閉鎖時には内外水を確認しながら、その水位差によって内水を排除できるよう樋管の操作を行っていただいております。さらには排水機場が備わっている樋管についても同様のような樋管操作を行っておりますけれども、排水機場のポンプによって内水を排除する、そういった操作を行っていただいております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。この樋管の操作は、この報告書によりまして各消防団——消防分団と近隣住民の方に依頼したとありますけれども、各消防分団以外に近隣住民の方にも依頼する場合がありますか、この場合の事例をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。こちらに報告させていただいております消防団と地元住民——近隣住民ということでございますけれども、利根川の樋管につきましては、内水排除を目的とした樋管ということで地元の消防団に樋管の操作をお願いしております。一方、小貝川につきましては3つの樋管がございますけれども、そちらにつきましては排水路の排水を目的としておるため、樋管の近くに住んでいらっしゃる農業に

携わるような、そういった方々に継続して樋管の操作をお願いしているといった状況でございます。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうしますと、利根川の13樋管に関しては各消防団のほうに依頼して、小貝川の3樋管に関しては近隣住民の方に依頼しているという理解でよろしいわけですね。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 そのとおりでございます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。ここに樋管管理委託料というのが計上されてるんですけども、これはそうすると各分団に対する委託料と近隣住民の方に対する委託料という解釈でよろしいですか。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 今おっしゃられた鈴木委員の内容で正しい内容となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それと、ふだんの維持管理的なものもあるかと思うんですけども、時々大雨によって内水が氾濫したような場合ですと、二、三日、排水機場に寝泊まりしながら放水したり、樋管の管理をしたりと、そういう形で消防団の方もかなり苦労されてるという話は聞いてるんですけども、こういった場合の委託——ちょっと臨時で、増水したときの——寝泊まりしたときのような費用的なものもこの委託料の中に入っているのかどうか、確認したいと思います。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。樋管操作委託の内容につきましては、先ほどから御説明させていただいておりますように、利根川の13か所、さらには小貝川の3か所で行っておりまして、樋管の開閉の確認とか、そういった年間を通しての樋管の状態が正しく開閉してるかとかそういった確認のほかに、河川増水時、そういったときの開閉の操作とかポンプ運転とか、そういったものを含めての金額となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。了解いたしました。それともう1点ですけども、排水機場の沈砂池浚渫委託料とありますけども、これはちょっと具体的にはどのような作業に——作業というか、仕事というか——に対する委託料なんでしょうけど、具体的にはどういうことなんでしょう、このしゅんせつというのは。

○齋藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。排水機場はポンプへ流入する部分や自然に流下——流れていく水路の部分がございまして。その部分に土砂等が堆積したりするケースがございまして、そういった通常水路部分であったり、水がたまってくるピットの

部分であったりとか、そういったところの土砂を撤去するための作業であって、令和4年度に関しましては中谷津排水機場の部分に土砂等の堆積が見られましたので、そちらの水路部分のしゅんせつ、清掃などを実施いたしました。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。土砂の取り除きというか——そういうことということで理解いたしました。ますますこれからも、取手市は利根川と小貝川に挟まれておりまして水害の危険というのはいつも隣り合わせでありますので、ますますこの樋管の維持管理というのは重要ななと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。私の質疑は以上です。ありがとうございます。

○齋藤委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 執行部の皆さんおはようございます。佐野です。どうぞよろしくお願ひします。まず最初に報告書188ページ、道路維持補修に要する経費についてです。取手市の市道の管理ということなのですが、総延長約1,000キロの市道、この管理、今現在の状況というか進捗状況というか、こちらを教えてください。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。よろしくお願ひいたします。取手市道——約1,000キロございますが、その市道の維持管理につきましては、市民の皆様から道路の不具合箇所に対して修繕の要望などをいただいた際には、職員が現地にも損傷の状況を確認して、通行上の危険、また交通量などを勘案して、優先度が高いものから順次修繕のほうは実施させていただいております。不具合箇所の損傷の程度によりまして、経済性だったり難易度を考慮しながら、市職員による直営で行う場合と、損傷の規模が広範囲で多くの資機材が必要となる場合には建設業者に発注するなど、損傷の状況に合った修繕方法を柔軟に対応しているところでございます。昨年度、令和4年度の道路補修の実績につきましては、補修の確認のほうは867件ほどございまして、そのうち処理件数としましては829件を実施しておりまして、96%の実施率となっております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。私もちょっとお願ひをした経緯とかもあるんですけども、こちらの市民の方の要望に対して、まず実施を行うというようなことも多いと思うんですけども、これ今96%ということで、実施についての数字のパーセンテージ出てきたんですが、この96%——全部をやはり実施できないということの大きな理由というか、幾つかの理由があるかと思うんですが、そういったところをちょっとお知らせ——お聞かせください。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。先ほどの96%、件数にしますと未処理分が38件ほどになってございます。この38件につきましては、令和4年度、年度ということで、例えば年度末に御要望をいただいております、年度内の処理が不可能であったもの——期限的に不可能であったものは、年度が変わった令和5年度に対応のほうはさせていただきます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。よく分かりました。ほとんど御要望いただいたものについては、確認して、何かしらの措置をされているということでございますね。ありがとうございます。これ、例えば今修繕・要望、かなりたくさんあるんですけども、この要望に——受けて、また修繕を行うということについて、何かこう、抱えてる問題とか課題とか、何かございましたらお知らせいただきたいんですが。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。先ほども申しましたとおり、市職員が直営で行う場合が、結構件数的には多い、大多数を占めているところではございますが、やはり市職員の直営の職員が高齢化にもなってきておりますので、新たな職員の新しい人材の確保とか、そういったところが今課題かなと考えております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。多分、もう皆さんも感じられてると思うんですが、直せば、また次どこかが破損してくるとか、草木にしてもそうですけど、きりが無いというか、もう繰り返し繰り返し丁寧に行われることだと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。こちらの質疑は以上です。

続きまして、報告書 191 ページです。通学路整備に要する経費についてです。こちらも道路の話なんですけれども、危険路線の対策及び危険箇所解消ということになってるんですけれども、この今の状況というんですか、こちらも進捗状況みたいなものをお知らせいただきたいと思います。

○齋藤委員長 榎根本課長。

○榎根本道路建設課長 道路建設課、榎根本でございます。御質疑にお答えいたします。通学路整備事業は、取手市通学路交通安全対策プログラムに基づいて行われます合同点検の結果で危険とされた路線の対策及び解消を図るために実施している事業でございます。令和4年度は、山王地区、桑原地区、井野台一丁目地区の3路線を実施しております。

山王地区の進捗状況につきましては、記載されている業務内容のうち現場内保安業務委託は、暫定工事発注までの現場の保安業務でございまして、完了しております。借地料は、仮設水路敷設に必要な用地の賃借料の3月、1月分。借地は令和5年12月31日までお借りします。改良工事は、本体工事の前払金でございます。暫定工事は、主に農業用水を通水させるための工事でございます。本年度の予定につきましては、7月25日に契約をしております。10月上旬の着工を予定しております。設計工期につきましては令和6年2月22日でございます。

桑原地区につきましては、路線測量業務委託が令和4年10月31日、詳細設計業務委託が令和5年2月28日に完了しております。本年度の工事につきましては7月25日に契約をしており、既に施工が始まっております。現在の設計工期は令和6年3月15日でございます。

井野台一丁目につきましては、測量設計業務委託が令和5年3月15日に完了しております。本年度の工事につきましては8月21日に契約しており、10月中旬に着工予定でござ

ざいまして、現在の設計工期は令和6年3月15日でございます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。詳しくありがとうございます。こちらの通学路ということで、例えば、通学路周辺の住民の方とかから、道路の通学路の状況などについてのお声とかあるとは思いますが、そういった通学路周辺の住民のお声などは、結構数多く来られてるのでしょうか。例えばここが危ないとか、この通学路はどうだとか、そういったお声——実際通学してる方じゃなく、通学路周辺に住んでる方のお声などについてお聞かせください。

○齋藤委員長 星加補佐。

○星加道路建設課長補佐 道路建設課、星加です。基本的には学校からの要望となっておりますけれども、地元からの要望も、路線については——路線によってはございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これ通学路交通安全対策プログラムというものに沿ってということで、私も拝見させていただいたんですが、これ年1回、合同点検を行うとあります。この合同点検は、時期的には7月から8月ということを書いてあるんですけど、合同点検の体制ということで、これ例えば、今お話ししました通学路周辺の住民の方とかは、この中には入っていないのでしょうか。

○齋藤委員長 榎根本課長。

○榎根本道路建設課長 お答えいたします。近隣住民の方は入ってはおりません。一応構成メンバーとしてはPTAの代表の方が入っておられますので、一応近隣の住民の方は合同巡視には参加はしておりません。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。あとこれ、年1回ということなんですが、点検——合同点検の回数については適正ということで捉えていらっしゃるのでしょうか。もしくはこの数を増やしていかなきゃいけないとか、何か今後の見通しとして教えてください。

○齋藤委員長 星加補佐。

○星加道路建設課長補佐 道路建設課、星加です。こちらの合同点検、担当課のほうは学務給食課になるんで——学務課になるんですけども、基本的に8月に合同点検を行いまして、各課で担当課を割り振りまして、その割り振りの今年度の進捗状況を2月に再度会議を——推進会議のほうを行いまして、進捗を確認しているという状況になっております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 回数的にはもう1回で十分ということでしょうか。

○齋藤委員長 星加補佐。

○星加道路建設課長補佐 この1回目の合同点検の中でも、市内各所——この道路建設課は今3路線ということで令和4年度は実施しておりますけれども、令和4年度も47か所の危険箇所ということで挙げられておりますので、それを各課持ち寄って整備のほうを実施してやっておりますので、1回の会議によって、その年度の危険箇所を各課で割り振って、それを実際現場の整備のほうも実施しておりますので、妥当かなとは思いますが

ども。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。私もいろいろ歩いてると、通勤路——周辺の住民の方から、ちょっとこう、いろんなこの通勤路についてはこうだとかというお声をよく聞くので、ぜひ周辺住民の方の声をなるべく多く取り入れていただければと思います。この質疑は以上になります。ありがとうございます。

続きまして、報告書 202 ページ、公園維持管理に要する経費についてです。こちら遊具を含む公園の施設 72 基の更新とあります。こちらについてお聞かせいただき——すみません——なのですが、この更新の遊具、これ種類と——更新した種類と、あと、この種類は気候状況などに配慮した遊具を選択した経緯があるのかどうか、お聞きいたします。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課の蛭原です。御質疑に答弁させていただきます。更新した 72 基の内訳でございますが、20 の公園でブランコ 15 基、滑り台 8 基、スイング遊具 6 基、鉄棒 4 基、太鼓はしご 2 基、複合遊具 1 基、ベンチが 36 基となっております。

続きまして、暑さへの対策でございますけれども、遊具の選定に当たりましては専門知識のある遊具メーカーとも意見交換をこれまでもしてまいりました。今後も、遊具を導入するに当たって、夏場でも子どもたちが気持ちよく利用できるよう、引き続き遊具メーカーとも意見交換を行って更新してまいりたいと思っております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これ、この 72 基の選択した際に、そういった例えば暑さに……

〔吉田議会事務局長ベルを 1 回鳴らす〕

○佐野委員 (続) 耐えられる遊具というようなことで、例えばその対応メーカーのほうからの提案ですとか、市側からこういった遊具を求めているというような話にはならなかったんでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。遊具は素材的に大きく二つ分けまして、金属製のものと樹脂性のものに分かれます。遊具メーカーにも聞いたところですが、夏の炎天下ではそれほど大きな差はないということで、耐用年数とか、その辺を考慮しながら更新してるところです。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 私もちっと素人ですけども、例えば熱くならないような塗料とかというのが今出てるようで、その塗料をつけると熱さが軽減されるとか、あと調べたところだと、やっぱりその暑さに対応するような遊具というのものはないことはないという話——みたいなんですよね、実際出てるので。そこについては今まで話の中には特に出ないということでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○**蛸原水とみどりの課長** 今までも検討はしてきたんですけれども、そこまでの議論はありませんでしたので、今後、遊具メーカーと議論してまいりたいと思います。

○**齋藤委員長** 佐野委員。

○**佐野委員** ありがとうございます。ぜひ、今はすごく暑くて、やっと日が陰ったなと思って公園に行っても、日は陰ってるんだけど遊具だけはまだ熱いという状態で、お子さんが公園で遊べる時間というのが、本当夏場短くなってしまってるんですよ。ですから、今設置したものについては仕方ないとしても、これから設置するものについては、ぜひ、この気候の対策というのはぜひ施していただきたいと思います。

最後に、この遊具を選ぶ際の何か課題というか、今、問題点みたいなものがあれば教えてください。

○**齋藤委員長** 蛸原課長。

○**蛸原水とみどりの課長** お答えいたします。遊具の更新に当たりましては、市政協力員を通しまして地元自治会の皆様の意見を伺いながら、地元のニーズをできるだけ取り入れられるように実施しているところでございます。これからも引き続き同じように実施してまいりたいと思います。

○**齋藤委員長** 佐野委員。

○**佐野委員** ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。質疑は以上です。ありがとうございました。

○**齋藤委員長** 次に、遠山委員。

○**遠山委員** 遠山です。まず1点目の区画——桑原地区の整備についてです。事業開始からこれまでの合計費用額を伺います。

○**齋藤委員長** 中村室長。

○**中村都市政策推進室長** 都市計画課の中村です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。平成25年度からの支出になりますが、令和4年度までで支出額合計が3億5,080万5,740円でございます。

○**齋藤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 今後の取組スケジュールということで、3点目に本組合設立時の見通しというのでも質疑に項目を挙げてるんですけど、スケジュールの中に入れば、一緒に——でいいと思うんですけど、今後の見通し含めて伺います。

○**齋藤委員長** 中村室長。

○**中村都市政策推進室長** お答えいたします。現在令和5年度でございますが、こちらについては、今年度は関係機関との協議や、また事業計画の精査といった技術的な作業を進めておりまして、また同時に地権者の合意形成支援などを並行して進めているということでございます。現段階の目標スケジュールでございますが、こちらについては令和6年度に組合の事業認可——組合設立の事業認可、それから令和7年度に造成工事の着工というものを目標としております。まだ地権者の合意形成の状況であったりとか、関係機関との協議状況によっては変更となる可能性もあるんですけど、できるだけ早い段階での事業化検討——事業化を目指してまいります。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 令和7年度というようなどころでは、ずっと変わらぬ答弁なんですけど、何かいろんな情報が町なかあるもので、議会としても気にかけているところですよ。そういう意味では、担当部署——室としては、その辺の手応えというか、見通しどうなんですか。

○齋藤委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。昨年の10月になりますが、準備組合のほうで地権者の皆様に対して地権者の懇談会を行って、そこで概算事業費であったりとか平均減歩率といった——含めた事業計画案の説明がございました。その後、地権者の皆様に土地利用意向調査という形でアンケートだったりとかヒアリングを行ったんですが、地権者総数172名に対して約9割以上の方が土地利用意向を把握できておりまして——まだ検討中という方もいらっしゃいますが、ほとんどの地権者の皆様からは参加の意向を確認できているという状況ですので、地権者の合意形成については進んでいるという認識でございます。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 逆にその説明会——というか、懇談会を通して、「えっ、前の話と違うじゃないか」という声が上がっているということが、わざわざ御丁寧に報告してくれる方もいるんですけど、その辺はどうなんですか。

○齋藤委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 当然いろいろな関係機関との協議、もしくは準備組合の理事会の中での検討の中で、当初の考え方と軌道修正ですか、そういった変更の部分があった部分も若干あったかと思えます。その中でも、説明した以降の土地の意向調査の中で、もしくは我々のほうで準備組合の事務局として、個別に御相談いただく中で、おおむね皆さんの考え方としては、意向としては前向きであるというふうに捉えております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろ大変だと思いますけれども、次の都市交通政策についてなんです。同じ193ページになるんですが、この桑原開発と併せてというところで、コミバスの改定を行うということです。ずっと答弁されてきていたわけなんですけども、改めてこの地域公共交通計画策定と桑原地区整備との整合性を伺います。

○齋藤委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。ただいまの質疑にお答えいたします。地域公共交通計画というのは、こちらは交通体系の将来あるべき姿を示すマスタープランになりますので、当然、将来を見直す上で、桑原地区の開発とその整合性を取るものとは考えております。当市の交通体系に大きな影響を与えるこの開発を見据えて、着手していきたいとは考えているところです。計画の策定におきましては、同事業の検討協議の進行と並行して行っていくこととなりますが、コミュニティバスだけじゃなくて、交通計画によって目的に対応した各種交通機関の役割を、まず明確にした上で、桑原地区の商業の開業——商業施設の開業前後のタイミングで、その方針に沿った交通機関が配置できれば—

一地区については考えております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今も答弁にありましたけど、なるべく早くというか、やっていくことはもう本当——これは要求だから当然そうなんですけど、でもやっぱり桑原開発大きいですよ。それが令和7年といたら、いやそれまで本当にできるのかなと思ってるくらいなんですけど、その時期との兼ね合いというか、公になっているからだけ、高須地区はだって空白になってもう9年ですからね。ずっとそれで待たされてるわけですよ。どんどん高齢化が進むし。同じ税金を払っていて何なんだ、という声は、もう怒りの声とっていいと思うんですけども、その辺ちょっとはっきりしないなと思っています。

次の市営住宅管理について、報告書の207ページになるんですけども。どんどん整理・縮小していくというところで、これまで市長は、あくまでも市営住宅はもう造らない、建てませんということで、それならばURとか交渉してはどうかということで提案させてもらったり、あと家賃補助制度というの、一貫してこちらでも要求しているところなんですけど、市民にとって住まいは人権と言われる重要課題です。市として改めてこの公営住宅、本当にこのまんま解体、解体、解体でいいのかというところで伺います。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。よろしくお願ひいたします。昨年度——令和4年度につきましては、御指摘いただきましたとおり、木造住宅で老朽化が進んでおりました宮和田住宅の解体のほうは実施させていただいております。先ほどお話しいただきました、例えばURの借上げ住宅とかというお話もいただきましたけども、昨年度、URの都市機構のほうにお伺いしまして、現場のほう、URの住宅の中を見せていただきながら、今の借上げ、公営住宅の制度などにつきまして、URの職員からお話をお伺いしました。その際にお話に出たところでは、1棟丸貸し——例えば建物丸貸しではなくて、例えばある程度まとまった10戸程度、20戸、30戸とか、そういった程度での戸数の契約というのは可能ではあるかというふうなお話はいただいているんですけども、ただ、その際にはURさん、取手市内のURさんはやはり高層階のところにエレベーターがなかったりとか、バリアフリー化の問題も——課題もございます。また、借り出した際、取手市のほうでURさんからお部屋をお借りして、お借りしたお部屋を今度、市民の皆様にお貸しする際に、やはり公営住宅法の家賃と差額が出てしまう。その差額の補てんをどうするのか、そういったようなところの課題もございまして、なかなかそういったところのURの借上げ住宅というのは、なかなか解決しなければならぬ課題が多いかなと考えております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 URとも継続して交渉——というか、協議しているということが確認されただけ、一步前進しているのかなというふうには受け止めていきたいと思ひます。あと空きアパート、民間アパートの空き部屋とか、そういうところも活用してはということもあつたと思ひますが、そうすると家賃補助でないとなかなか入り切れないという声も、特に若い世代だとか、高齢者の方もそうですけども、そういった要望は確かにありますんで、負担が大きいということで。そういう意味では、引き続き進めていただきたいと思ひます。

また併せて県のほうにも、県営住宅1棟ぐらい建ててよというぐらいの、ちょっと市として要望してもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺は要望で置いておきます。

続いて、最後の定住化促進住宅政策についてなんですけれども、これまでほかの議員の皆さんも空き家バンクというようなところで政策提言してきているということで、その辺の検討というのはどうなんでしょうか、進んでいるんでしょうか。

○齋藤委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 都市計画課の高橋です。よろしくお願いします。委員も御承知のとおり、取手市では令和2年度から空家利活用媒介制度を実施しています。これは空き家所有者から市に申請があった住宅について、茨城県宅建協会に仲介を依頼して売買にちなげるといったものです。一方で、お尋ねの空き家バンクについてですが、こちらは市のホームページなどに物件を登録して、購入希望者が現れた物件について、宅建業者との仲介で売買契約と進んでいくと、そういった制度に多くの場合なっています。この2つの制度の根本的な違いとしましては、空き家バンクは、購入希望者が現れてから宅建業者が仲介に当たるのに対して、媒介制度は宅建業者が買い主を探すところ、そういったことから始まるというところにあります。宅建業者はもちろん不動産情報の蓄積と、あとネットワークを持つプロの方々ですから、そういった方々に買い主を探す部分から御協力をいただけるという意味で、媒介制度のほうが制度利用者にとっては効率的でスピーディーな部分があるのかなと考えております。そういった観点から、市といたしましては、この媒介制度を継続して運用しまして、空き家を処分したいというニーズにお応えしていきたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 あと安心安全課のほうで、空き家——あちらは空き家対策なんですけど……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 結局、子どもさんが家を出てし——出て、他市とか他県のほうに、仕事の関係だったりいろんなことで出ていく家庭が多くて、その場合、子どもたちに負担をかけられないということで、この今の家を自分がいる間というか、いる間は住むんですけど、そのあとどうしたらいいか相談をしたいというのが——それで、この定住化というところではどちらなんだろうと思って、まず安全安心にちょっと尋ねたところ、うちのほうで説明しますということで。だから、そういう家庭も——家もあるんだということで、そこは連携を取って、そういう家だったらここで利用できるとか、何かそんなふうにならと連携を取っていただければなと思いますけど、この間、これまでも連携って——いうケースってありましたか、その空き家によっては。どうなんでしょう、空き家をつくらないためにも。

○齋藤委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 空き家について、所有者の方から御相談というときに——安全安心対策課のほうに話が行った場合でも、我々のほうの空き家媒介制度のほうを御案内していただいて、そういった形で両課のほうで——間で調整のほうを行っております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。それから皆さんに申し上げますが、この場では要望はできませんのでご注意願います。

次に、結城委員。

○結城委員 おはようございます。私は1点だけなんですけれども、舟運交流推進に要する経費について、令和4年度の事業決算書のP365なんですけど、予算では53万円の予算が計上されていましたが、決算は11万円ということで、ここの事業としては、令和4年度は何をやったのかをお願いします。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課の蛭原です。結城委員の御質疑に答弁させていただきます。市では、利根川流域の魅力を紹介し、地域の活性化を図るため、利根川沿川自治体との交流事業を行っております。当初予算では2回の交流事業を計画し、予算を計上させていただきました。年度当初より、新型コロナウイルス感染症が拡大していることから交流事業の実施を見合わせておりましたが、年度後半は落ち着いてきたため、令和5年3月にバスツアーを1回実施させていただきました。このバスツアーは、印西市のぶらり川めぐりの舟運体験と歴史遺産の見学、成田市の観光名所を巡るものですが、ぶらり川めぐりという、既存にある舟運事業者を利用させていただいたことで、当初、船をチャーターする予算を計上させていただいておりましたが、それがなくなったことで11万の決算額となったものです。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。そうすると取手市の経費を使わずに、そういった事業ができたということなんですか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 そのとおりでございます。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。私も小堀の渡しは、月1回必ず乗るというのが、私の今の定例にしている、12か月——その年——1年12か月ですけども、毎月乗ると、やっぱり利根川の自然が変わっていく、それから来てる鳥、それからそこに飛びはねる魚、そういったものがすごく身近に感じるんですよ。しかも、あのときの新しい新造船に関しては、3,500万ぐらいかけたのかな。ですから、藝大とのコラボもあって、やはりあんなものをもっとアピールするべきだと思ってはいるんです。特に取手は魅力としては利根川、小貝川、ときにはやはり災害も起こしますけども、ここを最大限のメリットとして使わないと、やはり高速道路が今非常にあるところの町が発展してますけれども、やはり常磐線の橋が利根川に架かっているわけで、そういった利根川の舟運の地域との交流、これが非常に大事だろうと思っていますので、次年度に当たってもその地域の交流、舟運の交流、これ平成20年からやっていますよね。これたしか藤井市長のときに始めたんだと思うんですけども、そこで、この委託金が入ってるんですけど、この委託金というのは何のための委託金なんですか、8万8,000円。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。現在の法令では、参加者から参加費用を頂く際に、市で頂くことはできず、間に旅行業者に入っていていただき、そこにツアーを委託して実施していただくようになっております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 そのための8万8,000円ということなんですね。で、今回の決算見てると、これを委託料より流用して、というようなことが書かれていて、これが多分小堀の渡しのほうに流用されてるんですけども、これはどういった理由からですか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 すみません、流用先でどのように使ったか現在確認——持ち合わせておりませんので、確認させていただきます。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 いやいや、これ流用先は3401の小堀の渡しに要する経費に3501からの委託料より流用と書いてあるんですよ。ですからこれは、要するに小堀の渡しのほうに流用されたということですよ。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 流用先は小堀の渡し運航に要する経費でございます。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 だから、結局これ修繕費は、多分今回小堀の渡しにかかっているんで、そっこのほうに流用しているということは、委託料をそっちに流用したということなんでしょう。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 そのとおりでございます。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 まあいいや、それはそれ以上いいんですけど。この利根川地域づくり協議会というのが、先ほど平成20年に出来たという話をしました。それで、ここの事務局はどこですか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 今年度は取手市が事務局を務めさせていただいております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 この事務局というのは持ち回り制になっているということですか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。決まって何年度は何市何町、翌年——何年度は何町というのは決まっておりませんが、過去これまで取手市、香取市、銚子市など利根川の大きい市で舟運——小堀の渡しのように舟運をやっているような市のほうで務めさせていただいた経過がございます。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。ホームページ見てると取手市が窓口になっているんですね、水とみどりの課が窓口になっています。それで、ここには負担金が毎年1万円払われているんですけども、この管理はどこが行うのでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 協議会の事務局であります取手市の水とみどりの課で管理させていただいております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。そうすると、これもホームページを見ていると、ほとんど今更新されてないんです。ブログに関しては2018年で止まっているし、情報発信は2017年で止まっていますけれども、ここの責任はどちらの市が持つんでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。このホームページにつきましては、加入している自治体それぞれでパスワード・IDを共有しております、それぞれが書き込みできるようになっております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 いや、それでも5年も更新されていない、しかも1万円ずつそこに——協議会にお金を払っていることを考えたら、これは多分取手市が窓口だと思うので、水とみどりの課がこれをしっかり発信しなきゃいけないと思うんですよ。何だろうな——地域との連携、今回コロナでいろいろできなかったとしても、ホームページにそういった情報を書くこともできるし、そういった情報を発信していくことが、せつかくこの協議会を取手が中心となつてつくったということだと思うので、これは次年度以降しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。現在、事務局、取手市ですので、ほかの沿川自治体のほうに呼びかけまして活用を促進していきたいと思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 これ、たしか国交省の下流管理所だっけかな——そことも連携してはいますが、そことも随時連絡は取っているんでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。下流管内——国交省は利根川下流河川事務所、取手から銚子まで管轄していただいています。舟運事業者から河川管理上、ここをこうしてほしいとか、もっとこうできないとか、そういった声があれば、窓口となって声をお届けさせていただきたいと思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 冒頭でも言いましたがけれども、私は取手の駅にあれだけ近いところに利根川が走っていて、これはある意味デメリットでもあるわけですよ、そこから範囲が広がらない。だけど、小堀の渡しまで駅から歩いて行けるといえるのは最大のメリットだと思っていますし、銚子までそういった舟運の自治体のネットワークがあるのであれば、これは市長が替わってもしっかりと続けていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。改めまして沿川19自治体、今、利根川と

霞ヶ浦流域加入していただいておりますので、平成 20 年に組織した協議会でございますけれども、いま一度この活用を図るような方策を考えてまいりたいと思います。

○齋藤委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願いいたします。まず最初に、道路維持補修に要する経費について、報告書 188 ページです。189 ページの中ぐらいに、中内第 8 号橋については契約解除発生したためと、この契約解除した業者の件については、過日、補正予算にて議決をしたものと理解しておりますけれども、その後もう 1 件ありますよね、192 ページのやっぱり上の表の下のところに、山王市道 4262 号線については契約解除と、この 2 件のその後の業者の対応をお伺いします。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。契約解除後のその後の対応ということでございます。こちら管理課の中内第 8 号橋の補修工事につきましては、契約解除後、この前払金——決算報告書にも記載させておりますが、前払金が 3,486 万円を支出してございます。契約解除後、解除した分の前払金と現場のほうも一部施工は行っておりましたので、その施工の出来高分の検査を行いまして、その差額分としてこちらにも記載しておりますが、前払金の一部、2,117 万 6,000 円が返還されております。こちらにつきましては——この返還分につきまして、業者ではなくて契約を行った際の保証会社のほうから返還を受けております。また一部、契約を行いまして違約金というものも発生しておりますので、この違約金につきましても保証会社からいただいております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 その後、連絡等は取れるようになったんでしょうか。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。現在、特に連絡が取れる状態ではございません。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 引き続き、違約金も回収が必要ということなので、対応をお願いします。こちらは以上です。

次、分庁舎の管理に要する経費について、報告書 192 ページです。こちらは資料を御提出いただいております。ナンバー 4 の分庁舎の電気使用状況変化について、こちらの資料について御説明をお願いします。

○根岸委員 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 都市計画課、石井です。よろしくお願いいたします。根岸委員の御質疑に対して御説明させていただきます。まず、分庁舎の LED 化の効果につきましては、電気使用量の削減、使用量削減に伴う電気料の軽減、温室効果ガスの軽減、執務環境の改善というものが図られました。そのうち、資料ナンバー 4 に示す内容についてなんですが、こちらは LED 化の工事が令和 4 年 10 月から 12 月にかけて行われました。それに伴いまして、電気料の請求が来ている 11 月から 3 月までの 5 か月の電気使用量を比較した表になっております。11 月から 3 月までの総量としましては、令和 3 年度が 5 万

40 キロワットアワーに対して、令和4年度は3万9,275 キロワットアワーと、21.5%の使用量を削減することができました。以上になります。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。使用量については21.5%の削減がされたということで、金額ベースというのは、今回ちょっとお伺いしなかったんですけども、もし持っていればお願いします。

○齋藤委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 続けて——使用料についてお答え——使用料金のほうについてお答えさせていただきます。使用料金のほうにつきましては、電気使用量の高騰もありまして、結果としましては、11月から——同じく11月から3月までの合計ベースでいきますと、令和4年度が169万7,802円に対しまして、令和3年度が156万6,321円となっておりまして、13万1,481円の増、割合にしまして8.4%の増となっております。ただ、結果としまして、当然、電気使用量そのものの総量が削減されておりますので、電気料金がそのままであれば、もっと跳ね上がっていたのではないかと考えられます。以上になります。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 非常に電気代高騰してますので、それを鑑みると、増加をしてるんですけども、かなり抑えられているという理解をいたしました。この後、本庁舎ですとか藤代庁舎ですとかもLED化を早く完成していただければと思います。この件は以上です。

最後に、桑原地区整備推進に要する経費についてです、193ページ。先ほど遠山委員のほうからも質疑あったかと思うんですけども、まず効果のところにかかれていた地権者懇談会等の開催を支援することということで、この地権者懇談会を何日間開催したのか、その内容についてまずお伺いします。

○齋藤委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 都市計画課の中村です。根岸委員の御質疑に答弁いたします。地権者懇談会の開催内容でございますが、準備組合のほうで開催しておりまして、令和4年の10月の14日の金曜日と15日の土曜日の2日間にわたりまして開催しております。地権者数172名に対して、延べ89名が参加をしております。懇談会の中では、概算——区画整理事業の概算事業費であったり、平均減歩率といった事業計画案に対する説明であったりとか、事業の手順について説明があったり、また事業協力者のほうからは、事業のスキームについての御説明などがあったというところでございます。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 その後、合意形成を進めることができたところなんですけれども、先ほども、遠山委員の御答弁の中で、9割方合意形成を図ることができたという御報告だったんですけども、私のほうで聞いているのが、意思確認ができたのが9割、1割の方はまだ確定ではない、不明だということで、その内訳は7割の方が賃借、1割の方が売却、1割の方が自己利用ということで、その懇談会自体の開催が開発の事に関する集まりということなので、賃貸と売却に関しては合意だと受け止めることができると思うんですけども、自

己利用については、こちらをその合意形成できたというところに入れるのはどうかなと思うんですけども、その辺の感触としてはいかがでしょうか。

○齋藤委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 今、委員がおっしゃったのは、昨年準備組合が行いました土地利用意向調査のことだと思います。事業協力者に賃貸したいという方が7割、売却をしたいという方が1割、自己活用したいという方が1割で、残りの方が検討中と——1割が検討中という形です。自己活用につきましても、御自分で使いたい——今、事業を営んでおられますので御自分で使いたいとか、そういった目的を持って意向を示されておりまして、区画整理事業については、参加した上でこういう形での土地利用——将来土地利用を考えてますよという回答であったので、区画整理事業に対しては前向きの検討——回答という形で捉えております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。理解しました。地権者懇談会に示された条件というのは、今もって変わっていないという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 昨年、準備組合で開催した地権者懇談会については、昨年10月時点での基本設計の進捗によってまとまってきた事業計画案でございます。その後も関係機関協議を行っておりますし、個別に今年度に入りまして地権者の懇談がさらに進めておりますので、そういった地権者の意向であったりとか、関係機関との協議によって、若干この内容を修正するというのがありますので、今年度その事業計画案の精査について進めてるところでございます。また改めてその内容がまとまりましたら、地権者のほうに——地権者の皆様のほうに御説明をするという形を考えております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 その最終案というのを示すスケジュールというのは、今どういう予定なんですか。

○齋藤委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 まだ確定したスケジュールではないので、こちらのほうでお答えできないんですが、できるだけ早い段階でまとめて地権者の皆様にお示ししたいと考えております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。令和7年度に着工というところを目指してのことだと思いますので、しっかり進めていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○齋藤委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。初めに、報告書202ページ、公園維持管理についてです。先ほど更新の詳細、お示しいただきました。随分大規模に都市公園の長寿命化対策工事ということで図られております。今年度も5,000万円の予算が計上されておりますが、まず、この更新の背景みたいなものをお示しいただけたらと思います。

○齋藤委員長 蛸原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 水とみどりの課、蛭原です。御質疑に答弁させていただきます。市が管理します公園施設でございますけれども、老朽化が進んでいることから、安全対策の強化、ライフサイクルコスト縮減、並びに補修更新費用の平準化を図る観点から、平成29年3月に取手市都市公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、それに沿って順次、更新を実施しているものでございます。

○**齋藤委員長** 落合委員。

○**落合委員** 今年度はどれぐらいの更新が図られたんでしょうか、何%といいますか、目標に対して。

○**蛭原水とみどりの課長** 昨年度ですか。

○**齋藤委員長** 昨年度……。

蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。すみません、パーセントは今すぐに出ないんですが、昨年度は20公園72基でしたが、令和3年度は9公園21施設で、着実に進捗している状況でございます。

○**齋藤委員長** 落合委員。

○**落合委員** 今、この大規模な更新というのは、すごいいろんなチャンスだと思うんですね。先ほどもありましたように、熱中症、暑さ対策もさることながら、あと防災拠点としての視点で取り組んで更新している他市町村もあります。あと今、誰もが——年齢ですとか、障がいの有無に関わらず、全ての子どもたちが遊べるインクルーシブ公園というものの設置が近隣市町村でも進んでますけど、その更新の際にそのような——取手市には更新の際、設置されたんでしょうか。

○**齋藤委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 水とみどりの課、蛭原です。質疑にお答えさせていただきます。インクルーシブ遊具でございますけれども、身体に障がいがない子だけではなく、障がいがある子どもも一緒になって遊ぶことができる遊具でございます。令和4年度の遊具の更新におきましては、実際にインクルーシブ遊具を既存の遊具に代わって設置した公園はございませんが、今後更新の際には、地元住民からの設置に対して前向きな御意見や設置に適した環境のある公園がある場合には、設置に向けた検討を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○**齋藤委員長** 落合委員。

○**落合委員** ありがとうございます。あと、公園の地元のニーズってあるんですけども、結構遊んでる人たちは地元——その地元の人じゃないようなケースがあって、やっぱり実際に遊んでる人の声が届きづらいということもあるかと思うんですね。ホームページからは水とみどりの課にお問い合わせ、メールくださいというのがあると思うんですが、その辺の状況ってどうなんですか、実際に要望というかメールが来てるのか。

○**齋藤委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。メールでここをこう修繕してほしいとか、こういったことはできないのというような御要望というのはいただいております。ただ、

市外の方からのそういった御要望とかというのは少ない状況でして、多いのはバーベキュー広場を使用したいというお問合せ・お申込みは多く受けている状況です。市内に何か所かバーベキュー——無料でできるバーベキュー広場、これは取手市の公園の大きな魅力かなと思っております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 よその市町村なんかでは、QRコードですとかアプリを使って簡単に市民に声が届けられるような——導入しているところもあるんですけど、公園なんかにもそのようなQRコードか何かで読み込んで、声かけてくださいというような取組もしてもいいのかなというふうに思っておりますけれども、市民の声をもっと、利用者の声をもっと拾いやすいような取組というのは、御検討はいかがでしょうか。

○齋藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。今いただきましたQRコード、実際まだ取手市内の公園でつけてる公園はございませんので、そういったものについても効果などを検証させていただきまして、引き続き様々な発信方法を検討してまいりたいと思います。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 魅力ある公園づくり、よろしくお願ひいたします。この質疑は以上で終わりにして、次に、報告書の193ページの都市交通政策についてなんですけれども、取手市ではバリアフリー対応ということで、地元の交通事業者に補助金などをお支払いしてノンステップバスを導入して、高齢者の——子どもたち乗りやすいように——乗降しやすいような取組が図られてると思うんですが。市内のバス停なんかでは縁石が高くて、バスがしっかり横づけされないと、せっかくそのステップバスが投入されても、結局高い段差があって、また一旦道路に降りて乗降しなきゃいけないというような、市民の方からちょっとそういうお声いただいたんですが、その辺どのような御認識か、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。ただいまの質疑にお答えします。バス停に対しまして、ぴたりとバスをつける、「正着（せいちゃく）」という言い方するんですが、こちらについてはやはり何回か私どものほうにも、問合せというか、要望があった経過がございます。こういったことについては、コミュニティバスにつきましても路線バスにつきましても、バス停に対して、ぴたりと、いま一度正着するということによって運行業者にもお伝えさせていただいているところですので、引き続き、共通認識を持って進めていきたいと考えております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 取手市、高齢者多いというのもありまして、あと、よそではバリアフリー縁石なんかも導入している自治体もありますけれども、そういった他市町村の取組なんかを検討を昨年度されたのか、お聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 ただいまの質問——質疑にお答えします。バス停など不特定多数

の利用がある施設については段差解消、これは必要だという認識は十分持っております。現状としましては、コミュニティバスだけでも約 300 ほどのバス停がある中で、歩道を切り下げたり縁石を切り出すなどにつきましては、歩行者の安全面、費用面から個別の対応は非常に難しい状況にあります。とは申しましても費用面から——ごめんなさい、と申しましても、やはり可能な限り配慮すべき事案であることは変わりはありませんので、例えば、他の道路工事の施工時に、併せて縁石の一部を最小限切り下げたなど対応した事例もございますので、今後も可能な範囲で対応は心がけていきたいなというふうに考えております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひいたします。次にコミュニティバスの車両のメンテナンスなんですけれども、今、地元の交通事業者さんのほうにお願いをしてコミュニティバスが運行されていますけれども、排気ガスがちょっと目立つというようなお声をいただいております、確かにこの……

〔吉田議会事務局長ベルを 1 回鳴らす〕

○落合委員 (続) 車検という制度があるので、その辺は法的にはしっかりされてると思うんですが、その辺のメンテナンス状況をお聞かせてください。

○齋藤委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 都市計画課の高橋です。よろしくお願ひします。コミュニティバスの車両のメンテナンスにつきましては、運行事業者が日頃から実施していただいております。毎日運行前に実施するメンテナンスとしましては、ライト、タイヤ、エンジンオイル、冷却水、エンジンルーム内のベルトの張り具合の確認などを行っていると同っています。また定期的に実施するメンテナンスとしましては、3か月に一度の定期点検と、1年に一度の車検がございます。今、御質疑の中にありました排気ガスのお話、恐らくこちらは東南部ルート車両の——今年の5月の件かと思われるんですが、実は金澤議長から第一報をいただきまして、「コミュニティバスが黒い煙吐いて運行してるよ」という御連絡いただきまして、早急に我々のほうも確認したところ、運行事業者もそれを確認しまして応急処理を行ったのですが、それでも改善されず、結局自動車メーカーのほうに整備を依頼したところ、ピストンとシリンダーの隙間が広がることによるオイル焼けが原因と判明しました。こちらにつきましては安全な運行に支障が出るため、早急にエンジンの入替えをお願ひしまして、この7月に修理が完了しております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。原因が分かって、対策してくれて、ありがとうございます。この質疑は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

最後に、報告書の 207 ページの市営住宅管理に要する経費なんです、入居時の保証人、今、条例で 2 名以上ということで定められております。当然、市の財産を守っていくためにも、この保証人制度というのは重要であるかと思いますが、今や国のほうでも国交省のほうから、単身の高齢世帯が増加傾向にあって、保証人を必要——条例から削除しているような動きが、今、見られておりますが、ちょっとその辺、昨年度、御検討されたかお聞

かせいただければと思います。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。保証人の制度なんですけど、委員から御指摘いただきましたように、保証人の問題につきましては、国の通達によりましてはその緩和が求められているところでもございます。しかしながら、保証人につきましては、例えば家賃の滞納であったり、入居者様の不測の事態が生じたときに代わって対応いただくこともございます。そういったことから見て、取手市としましては保証人というものはやはり必要であろうとは考えております。ただここ近年、取手市におきまして、保証人の確保が難しく入居ができなかったというような事案はございません。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 うたってあるので多分、もうその段階で、入居条件を見たときにもう諦めてしまうのかなというふうに思います。これ、次の滞納者の対応にもかかってくるんですけども、この保証人というのが、やっぱり滞納した際に連帯保証人が入居者に代わって支払いをする、そのために設けてる制度だと思うんですが、実際に滞納したときに連帯保証人の方が支払ってもらってるのかどうかという、その実態はいかがでしょうか。

○齋藤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。実際にその連帯保証人の方に、この滞納分を請求するようなどころまで至っている事案というのはなかなか少ない——数少ないかと考えております。大方の方は、その入居者様のほうで対応いただいているのが実情でございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 やっぱりちょっと必要な方に入居を妨げるような、今そのような状況なのではないかなというふうに、ちょっと自分は思っております……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○落合委員 (続) ぜひ、またその辺は検討、引き続きしていただけたらなと思ひまして、以上で終わりにします。ありがとうございました。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。これで認定第1号のうち、土木費について質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため、10時半まで休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時31分開議

○齋藤委員長 再開いたします。

次に、教育費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑通告順に質疑を行います。9人の委員から通告がありました。

まず最初に、須田委員。

○須田委員 よろしくお願ひいたします。まず最初に、決算書435ページ、報告書234

ページの中学校特別活動助成に要する経費について、お伺いいたします。1つ目が、市内の体育大会、この補助金についてお伺いいたします。387万4,032円とあるんですけども、これは半額の補助だと思えるんですけども、これも半額の、この出どころというんですか、そちらはどのようになっているんでしょうか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課長の丸山でございます。よろしくお伺いいたします。ただいま御質疑ありました市内大会の補助金ですけども、須田委員のおっしゃるとおり、半額補助をさせていただいております。そのほかの部分に関しては、各中学校で負担いただいているところでございます。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 この部活で集めるようなお金ではなくて中学校のほうで負担をしていると、保護者のほうに負担は行っていないということによろしいですか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えいたします。中学校ではPTA会費等、そういったものも集めておりますので、そういったところから教育活動費という——いろんな名前があるんですけども、そういったところで負担しているものであります。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 このバス代とかに関してなんですけども、活動費のほうで全くもう足りていない部分があるという話も結構聞くところはあるんですけども、それで足りてない部分というのは、それで全部賄っているということによろしいですか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 当然バス代ですので、全額これは支払わなきゃいけないものになりますが、各中学校において、そういったPTA会費等を活用しながら、残りの半額部分に関しては支払っていただいているところです。以上でございます。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 1つだけ最後に確認したいんですけども、そしたら各部員の家庭のほうに個別で負担というのは、ないということによろしいですか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 ふだん練習試合とか中学校体育連盟の大会以外の大会とか——地方大会とかいろいろあるんですけども、そういったときにはバスで行く場合には、個人負担をしていることも当然あるかと思えます。ただし、市内体育大会という、こういう大きな大会、年に2回あるんですけども、そのときには市からの半分の補助、そしてそれ以外については学校のPTA会費等から捻出して払っていると思われれます。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 PTA会費からですか、そういう記憶があまりなかったものですから。補助してなかったような気もするんですけど、一応、各家庭で負担があってはならない部分で——義務教育というところで、例えば非課税世帯の方たちや、ちょっと貧困に悩まれているような方もやっぱりいらっしゃいます。そういう人たちが部活できないのかという話にも

なってきたりしてしまう部分がありますので、市内大会——これ総体とかになるとかと思うんですけども、この部分に関して一応半額にはなっているんですけども、極力そういう世帯のためにも家庭に——各家庭には負担が行かないような、取手市立の中学校なわけですから、義務教育というところでしっかりと手厚くやっていただきたいというところで。以前にもこの質疑をさせていただいたんですけども、やはり市内大会、先ほどおっしゃられた総体とか以外のところのバス代というのは、個人負担というところがかなり多くなってくるというところで、やはり強くなればなるほどお金がかかってくる、イコールやらせられないというような世帯もやっぱり出てくるというところなので、そこはしっかり今後、考えていかなければいけないところかなと思うところで——この世帯に関しても、今後しっかりと考えていかなければいけないところかなというところだと思います。この部分に関しては半額で——半額は児童生徒の保護者等になっていないというのは分かりました。

次の質疑なんですけれども、関東大会以上の補助の範囲というところなんです。たしか私の記憶ですが、関東大会以上は全額補助になっていると——宿泊費込みでなっているかと思うんですけども、こちら、以前はたしかレギュラーメンバーのみとかだった気がするんですね。今、どのような範囲で出しているのか、お伺いいたします。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課長の丸山でございます。お答えいたします。関東大会、全国大会へ出場する際の補助につきましては、全国関東中学校体育連盟が主催して行う大会が対象となっております。須田委員のおっしゃるとおり、補助の対象者は、正式にメンバーに登録されている生徒というところで、以前と変わっていないのかなと思います。対象となる経費は旅費、宿泊費、参加負担金、これはチームにかかるお金というところで負担をしているところです。宿泊費については、一応上限が1万2,000円と決まっているところです。旅費、負担金については全額補助というふうになっているところです。以上でございます。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知しました。メンバーのみというところなんですけれども、例えばサッカーですと、11人プラス控えが数人と決まっていると思います。野球もそうだと思います。人数決まっています。それ以外の例えば……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○須田委員 (続) 同学年の部員だったり、下の下級生の部員という部分というのは、どのような感じになってますか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えいたします。現状、各学校で多少違いはあるかと思いますが、個人負担で、そのときに集めているものもあるかと思いますが。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 やはりその部分は変わっていないということで、ぜひ同学年とか、その付随する人たちの部分。結局、さっきも言ったんですけども、それで強くなるに対して、

やはり貧困に悩む世帯なんかは、もしメンバーをちょっと外れてて、みんなが行くとなっても行けないとなってくるじゃないですか。それも同じ教育という面では、いじめとか、そういうものにもつながってくるかもしれないというところもあると思うんですよ。そこも本当に考えていかなきゃいけないのかと思うんで、次年度以降の予算とか、そういうところもしっかり編成するときには、本当にいろいろ考慮して考えなきゃいけない部分だと思うんで、そこは——これは提案じゃないです。ただの質疑なんで、あれなんですけど。

〔笑う者あり〕

○須田委員 分かりました。じゃあ、まだ変わっていないということですね。承知いたしました。次の質疑に移ります。

次の質疑は、決算書 439 ページ、報告書 237 ページです。給食施設整備に要する経費について、お伺いいたします。こちら修繕料が 214 万 8,872 円計上されているんですけども、具体的にはどこの何を直されているのか、お伺いいたします。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野でございます。須田委員の御質疑に答弁いたします。こちら御質疑いただいております中学校費、給食施設整備に要する経費の修繕費ということですが、令和 4 年度におきましては、自校式中学校 4 校の給食室分として、計 48 件の修繕を行っております。金額は、先ほど須田委員の申し上げました約 214 万円ほど支出しております。こちらの修繕の主な内容といたしましては、夏期休業中——夏休み期間中に機器設備の定期点検のほうを実施しております。そちらの定期点検で確認をしました厨房機器に関する修繕、それとはまた——厨房機器に付随する水道、ガスの配管や調理に要する換気設備の修繕が主な内容となっております。具体的には、給食室の定期点検などによって判明いたしました不具合のある箇所の修繕が、支出の多くを占めるところになります。この点検による修繕ですが、合計で約 90 万円ほど支出しております。詳細な内訳といたしましては、回転釜のメインバーナーのノズル、ガスコックの交換修理、回転釜の水栓や取っ手ハンドル、のぞき窓等の交換修繕、焼き物機配管交換修理、シンク配管交換修理、食器洗浄機のノズル交換修理、作業台やワゴンキャスターなどの修理がございます。その後、細々とした修理が毎週のように、ちょっと不具合があるので直してくださいというところがありますので、今言ったのが大きなものとして挙げさせていただきたいと思います。以上でございます。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知しました。自校式……

〔吉田議会事務局長ベルを 2 回鳴らす〕

○須田委員 (続) 4 校の部分というところでの修繕というところなんですけども、毎週のように直しているというところで、また以前の異物が入ってしまったとか、そういうふうにならないためのこの修繕、やっていらっしゃると思うんですけども。やはり毎週のように修繕箇所が見つかるということなんですか。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。毎週というのは、かなりちょっと大げさな表現

かと思えますけれども、日々毎日のように使っておりますので、どこかしこは、機械ですので不具合というものは出てきます。それによって給食がすぐ止まるかというものではなくて、止まらないための未然の予防策として考えていただければよろしいかなと考えております。以上でございます。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 捉え方としては、毎週のようにしっかり点検をして——そういう異物とかそういうものが入らないようにしっかりと点検と。で、少しでも古くなりそうなものがあつたら、すぐに交換をして行っているということによろしいですか。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。須田委員のおっしゃるとおりでございます。そういった形で毎日、日々メンテナンスとか修理のほうに——給食運営のほうに努めていきたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知しました。次年度に向けても、しっかりと同じように安全な運営になっていただければと……

〔吉田議会事務局長ベルを3回鳴らす〕

○須田委員 (続) 思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○齋藤委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 よろしく願いいたします。私はまず1つ目が、土曜日学習支援事業に要する経費についてということで、決算書405ページ、報告書221ページとなります。この土曜日の学習支援事業ということですが、この目的は土曜日に、児童に学習の機会と場所を提供し、自ら進んで学習する習慣を身につけるとともに学力向上を図るということですが、この3か所、取手図書館、永山小コミュニティースペース、藤代庁舎というふうにあります。これ、それぞれの建物のどういうところを使って、どのような事業展開といたしますか、内容はどういうことをやっているのか、お聞きいたします。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課長の丸山でございます。小堤委員の御質疑に答弁いたします。この土曜日学習支援事業では、小学校5・6年生の希望者が、土曜日に自分で持参した問題集とかドリルなど、そういったものを自主的に取り組む活動でございます。児童への指導は、学習指導ができる一般の方や大学生で構成される学習支援員、近隣の高校に通う高校生ボランティアが、児童の質問に答えたり、丸つけを行ったりしております。会場としましては3か所、1か所目は取手図書館の3階読書室になっております。2つ目、永山コミュニティースペース、これは永山小に隣接しているところですが、その部屋を借りて。それから3つ目は藤代庁舎大会議室ということで、取手市全体を一応カバーできるような形で配置させていただいております。参加人数につきましては、令和4年度は15日間開催して、延べ295人の参加がありました。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。大体分かりました。永山小は私の母校ですが、新

しくなって校舎とは別棟のところにある建物かと思います。そのようなところで子どもたちが自分の学習意欲をかき立てて、それで自主的に勉強したいと、なかなかいい取組だと思うんですけども、令和3年度は福祉会館でやられていたそうですが、令和4年度に取手図書館に移った理由というのは、どんなことでしょうか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えいたします。まず、御評価いただきましてありがとうございます。令和4年度10月から2月までの年末年始を除いた毎週土曜日の開催としまして、福祉会館を使っていたのですが、福祉会館は非常に他の利用者も多くて、毎週こういった会場を確保することが難しい状況が生じてしまうこと、そういった可能性がありますので、それで会場変更で児童が混乱することがないように、安定して確保できる取手図書館の3階読書活動室を会場として変更いたしました。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。この事業というのは、今答弁にありましたように、10月から2月ですか——この期間ということで、通年ではないということですか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 10月から2月まで、毎週土曜日ということで実施しております。実は令和3年度までは、6月から2月まで月2回行っていたのですが、もう少し短いスパンで毎週集中して行ったほうが子どもたちの意欲も向上するのではないかという、ちょっと意見もありまして、令和4年度、そのような形に変更した次第でございます。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 そうしますと、隔週で令和3年度やっていたのを、期間を短くして10月から2月で毎週やるというふうにしたという理解でよろしいですか。——はい、分かりました。それで、この支援する方々ですけれども、退職された教員の先生と、教員を志望する学生と、あと高校生のボランティアということですけど、その人たちの割り振りといいますか、どういうふうに携わるのか、子どもたちに。そういうところと、あとこの高校生に謝礼はどうなんですか、「謝礼」というふうにここに書いてありますけれども。その辺絡めて教えてください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えいたします。各会場には学習支援員——先ほど説明しました、この方が1名から2名必ず配置して、児童の指導に加え、高校ボランティアの指導、会場の運営、備品管理など、子どもの指導とともに会場の責任者として活動していただいております。高校生ボランティアに関しましては非常に応募も多くてありがたい限りなんですけど、児童から児童がやっている学習に対して質問を受けたり、丸つけをしてあげたり、そういったコミュニケーションを取りながら宿題や課題のサポート、そんなことをやっております。高校生は、あくまでも学習支援員の補助役という形をお願いしておりますので、あくまでもボランティアということで、謝礼は一切払わない状況であります。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございました。最後に1つお聞きしますけれども、

そういうふうがいい取組の事業ですけれども、今市内3か所ということですが、今後これは増えていく見込みとか、そういう拡大していくということは計画されていますでしょうか、どうでしょう。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えいたします。本当にいい取組と評価をしていただいているものですので、参加人数とか、やはり保護者のニーズ等も含めて、それらを総合的に鑑みて、今後増やしていくのか、現状維持していくのかというのは、毎年考えていきたいと思っております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。分かりました、この質疑はこれで終わります。

続きまして、訪問型家庭教育支援事業に要する経費についてということで、決算書が459ページ、報告書が253ページになります。この事業なんですけれども、地域の人を——「地域の人材を活用した」というふうに報告書には書いてありますけれども、地域の人材の募集といいますか、選定要領というんですか、どのぐらいの人を募集しているのか、その辺教えていただきたいと思えます。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本でございます。小堤委員の御質疑に御答弁いたします。訪問型家庭教育支援事業についての御質疑ですが、家庭教育に対して積極的な保護者は、授業参観ですとか家庭教育学級、学校の講演会等に参加して、家庭教育の学習機会が多くあります。しかし本事業は、家庭教育に対して関心はあるが、時間的な制約があってそういった機会に参加できない保護者や、そもそもそういった活動に消極的な保護者の皆さんにも家庭教育を届けるために、県内で実施市町村の少なかった平成30年度より、県の補助金を活用して実施してございます。地域人材の募集選定要綱と人員についての御質疑ですが、御質疑の趣旨としては、訪問型家庭教育支援チーム員の選定方法と人員についての質疑かと思えます。支援チーム員は事業実施要綱に基づき、学校教育に優れた見識を有する者ということで、市内の市立小中学校の元校長先生の方6名にお願いしております。支援チーム員の方が2名1組になり、訪問する保護者の方に安心してお話しいただくために、できる限り、現職の際、先生として関わっていた小学校地区で家庭訪問を行っております。以上になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。まさしくそれを聞いて安心しましたけれども、校長先生で携わったところの地域ということで、その2人で——2人1組で校長先生——元校長先生が行くというのは、とてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それで次の質疑なんですけれども、令和3年度は全14校が対象だったようなんですけれども、これが令和4年度は永山・寺原・高井・山王の4か所、対象者は1年生の児童の家か、あと転校生——転入生ということなんですけれども、なぜここで14校から4校に変更してしまったのでしょうか。

○齋藤委員長 塚本課長。

[発言する者あり]

○齋藤委員長 塚本課長、マイク入っておりますか。

○塚本生涯学習課長 すみません。——最初からですか。

○齋藤委員長 最初からお願いできますか。

○塚本生涯学習課長 分かりました。対象校の変更になった理由ですが、事業開始当初は、支援チーム員による対象校1年生の家庭訪問を行っておりました。しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から家庭訪問を控えることとし、全校の小学1年生の家庭を対象に同事業の実施の希望を事前にお聞きし、希望者に対し情報提供を行いました。しかし、コロナ禍の影響もあり、希望者が少のうございました。令和4年度は、コロナ禍も落ち着いてきたこともありまして、実施方法を従来家庭訪問する形に戻すこととしました。しかし、予算の限りもあることから、実施する小学校の選定を市校長会にお願いし、校長会で選定いただいた寺原小・永山小・高井小・山王小の1年生の保護者と、市内に転校してきた小学生の保護者に家庭訪問をすることとしました。家庭訪問を実施した結果、支援チーム員の工夫のいかいもあり、面談率84%と高い面談率で実施することができ、多くの家庭に家庭教育の情報提供ができました。保護者の皆様からは、「コロナ禍で人と人が面と向かって話す機会がなかったので大変ありがたかった」「行政のサービスの見える化ができるよい事業だ」などというお話をいただいております。以上になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 大体この事業の展開が分かってきました。でもそうしますと、この4校だけではなくて、市内には小学校14校ですか——あるわけですから、これローテーションしていかなくちゃいけないのかと思います。それとともに、その地域ごとの校長先生方も替わっていかなくちゃいけないのかと思いますけど、その辺は、どのように工夫されるんでしょうか。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 対象校のお話ですが、今年度は昨年度と異なりまして7校の学校で実施することになってございます。

○齋藤委員長 7校……。

○塚本生涯学習課長 7校のほうで実施してございます。支援員のほうにつきましては、今6名の設定で7校実施ができておりますので、今後また増えていく形になった際には、その際考えてまいりたいと思います。以上になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 支援員の先生は替わらないということですか。そうすると、自分がいた小学校じゃないところの小学校にも行くということですか。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 学校のほうなんですけど、元校長先生も市内であちこちの学校を経験されて校長先生になられておりますので、その中で経験されたところをできる限り担っていただいております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。それでは、行って対面していろいろお話を保護者とするわけですが、具体的といいますか、どういったことについて主に面談するのでしょうか。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 保護者に届けた家庭教育の情報というお話ですが、子どもの生活習慣や子どものしつけなど、子育ての様々なアドバイスが載っている子育てアドバイスブック「クローバーダイジェスト版」というものを活用しまして、元校長先生に各種情報提供を行っていただいております。また、家庭訪問を行った結果、保護者の方から専門機関で相談に乗ってほしいとの話がありましたら、保護者の本人同意をいただいた上で、相談内容に応じた専門機関を御紹介してございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 本当にそういう地道な努力が大事なのかなというふうに、特に小学校1年生のお子さんを持つ保護者の方というのは、やっぱり学校に関して不安なところもあるでしょうし、また転入生の親御さんもやっぱり地域との結びつきとかがまだ希薄ですから、そういうところで元校長先生——校長先生の経験のある人が……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 (続)携わってくれる、そういうところは非常に大切だと思いますし、またほかの機関にもつなげていったりするということは、今後ともこういうことをどんどんやっていただきたいと思いますし、その辺の展望はどうでしょうか、最後にお聞きします。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 展望を、ということでございますが、先ほど申し上げましたが、保護者の皆様から結構、来ていただいて感謝される事業という話がございます。なので、こういった事業をできる限り——家庭教育の情報提供という事業ですが、皆さんにお届けできるよう努めてまいりたいと思います。以上になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。この事業については確認できましたので、この質疑は以上で終わります。

○齋藤委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木です。よろしく申し上げます。私は、教育相談に要する経費として、決算報告書218ページです。この中に最後に、この効果として、全員担任制あるいは教育相談部会システムの導入によって児童生徒の悩みや困り事に、学校がチームで対応できるようサポートができたとありますけども、これを簡潔にちょっと御説明していただければと思います。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センター、笠井です。鈴木委員の質疑にお答えいたします。中学校では全員担任制、小学校ではチーム指導を行っていく中で、子どもたちの小さな変化や困り事に気づいた際には、それを一人で抱え込むことなく、複数の教員で情報を共有するようになっております。特に、各教員が気づいたことを教育相談部

会に上げ、その中の教育相談部会は教員だけでなく、教育総合支援センターよりスクールカウンセラー・スーパーバイザー、またスクールカウンセラー、学校連携支援員などが教育相談部会に参加して、学校の教員だけでなく専門的な視点からの支援の在り方について話し合い、学校がチームで一人一人を支援できるようなサポート体制を取っております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。今の御答弁で、教育部会の構成員のほうまで説明していただいたんですけども、全員担任制や教育相談部会システムの導入によって、児童生徒の悩みや困り事に真摯に対応されているんだなということは理解できました。

次に、教育相談部会というのが開催される日というのは、小学校、中学校によって違うのかなと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えいたします。教育相談部会の開催については、小学校は月2回、中学校は週1回、定期的に行っております。曜日や時間帯などについては、各学校ごとに異なります。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。次に3番目なんですけども、市内での小中学校でのいじめ等の件数、これは月単位で小学校だったら約——平均でもいいんですけど何件、あるいは中学校だったら月単位で何件ぐらいあるか。それと、深刻ないじめ等は発生していないのかどうか、その辺を確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 いじめ等の件数ということで、こちらについては、いじめ認知件数ということよろしいでしょうか。——学校では、いじめの定義に基づいたいじめの認知を適切に行うために、まずは各学校でいじめの校内研修、また要請があれば、指導主事が学校の教職員に対して研修を行っております。そうした中、令和4年度はいじめ認知件数は、小学校は1,501件、中学校は435件となっております。また、深刻ないじめなどの発生に関する御質疑ですが、この前提として、深刻であるか、またそうでないかということの判断に関しては——そうでないかを判断して対応していくという考えではなく、やはり学校をいじめ対策組織と——組織としていじめを認知し、組織的に対応しております。深刻でないと判断したような場合でも、被害者にとってはどう捉えているか、また感じているかを、しっかりと大人が理解し寄り添い、いじめの事案一つ一つに丁寧な対応ができるよう、これからも努めてまいります。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。今のデータでいうと、小学校が1,500件ぐらいと中学校が435件ぐらいと、かなり件数的に多いかなという印象を受けるんですけども、この情報というのは、どのような形で把握されているのでしょうか。

○齋藤委員長 岩崎補佐。

○岩崎指導課長補佐 教育総合支援センターの岩崎です。各校からのいじめの件数につい

ては、各校1か月のいじめを認知した件数を教育総合支援センターに集約して上げていただいております。以上となります。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、学校のほうではどのような形で把握されているのか、その辺はお分かりになりましたら御説明いただけますでしょうか。

○齋藤委員長 岩崎補佐。

○岩崎指導課長補佐 お答えいたします。学校のほうのいじめの認知ですが、各月にアンケート等を取ります。また、子どもたちからの訴えや面談等を通して、学校で会議を開き——毎週開く学校もありますし、定期的に関く学校もありますが、そちらでいじめを認知し、それを学校ごとに認定して、教育総合支援センターに報告をしていただくという形になります。以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。私も現場のほうで、保護者とか学校の先生からいろんな情報を聞くんですけども、このいじめの定義というのはなかなか難しいというか、つまりちょっとした冷やかし、あるいはちょっと「いじる」という表現を使うんですけども、例えば、いじられたほう、冷やかされたほうの児童生徒の受け止め方によって、冷やかしとして、その場で済めば問題ないんですけども、例えばそれが、いじめられたというような認識を持つと、そこでいじめのカウントをされるというような何か事例もあるようなので、保護者辺りからの見解——の話なんですけども、「いじめというのは、これは絶対なくなるよ。必ず多かれ少なかれ学校生活の中で発生する案件ですよ」なんて話は聞くんですけども、特に問題は、小学低学年ですと、割と保護者——親にいろんな日常の学校生活のことをお話しするんだけど、小学高学年とか中学生になると、なかなか保護者というか親に、日常の学校生活のことを話さなくなっていくと。そういうと、やっぱり学校でどういうふうないじめに遭っても、親のほうに伝わっていないというような問題ですね。それから、特にいじめが一方的にされて——お互いにいじめっこをしている間は問題ないんですけども、一方的にいじめられてるということになると、そういう児童生徒というのは本当に内に籠もっちゃって、なかなか外に発散できないというような問題が出てくるかと思うんですが。特に学内で、この先生の目の届かないところでいじめが発生しているケースがあるということなんです。特に下校時の——とか、登下校時、そういったところでいじめがされてると、学校の先生も発見しにくいというようなことがあると思うんですけども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えします。今、鈴木委員のおっしゃられたように、やはり私たちの——教員の目の届かないところって非常に見にくいと思います。そういったものに関しては、定期的なアンケート、あと学校では面談を行っております。特に自分が困ったときの面談だけじゃなく、友達がちょっといつもと違うような感じをした場合には先生に相談するような、いつでも誰にでも相談できるような体制、また学校にはスクールカウンセラー、子どもと親の相談員なども配置しておりますので、子どもたちにとっては、教員だけじゃなくいろんな大人に相談できるような体制を取っております。以上とな

ります。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。ぜひ……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○鈴木委員 (続) 父兄の方からもいろいろ相談を受けていたりすると、やっぱりうちの子がいじめに遭っているというようなケースも、相談を受ける場合もありますので、深刻にならないように対応していただければと思います。

次に、不登校の児童生徒への対応なんですけど、これは一般質問でもほかの議員も質問されてるんで、私のほうでは、不登校になる児童生徒の傾向というようなものがあるかと思うんですけども、例えば外国人であったり、家庭に問題があったりというような児童生徒が不登校になるというようなケースも聞いてるんですけども、こういったことに関して、傾向的にはどういうふうに理解されているか、お尋ねいたします。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えします。不登校については非常に難しい問題で、傾向というよりも一人一人の理解がすごく必要かなと思います。その子一人一人に合った支援やサポートというのを学校として行っているというのが今、現状です。以上となります。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。最後に、児童生徒の悩みや困り事が少なくなっていくということは、まずあり得ないかと思うんですよね。ですから、引き続き児童生徒に真摯に向き合っていて、悩みや困り事を解消していただくことをお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○齋藤委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。どうぞよろしくお願いいたします。私からの質疑は、報告書227ページ、給食運営に要する経費についてを質疑させていただきます。内容につきましては、学校給食費の計画的徴収について、こちらの詳細を御説明お願いいたします。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 佐野委員の御質疑にお答えいたします——保健給食課、大野でございます。失礼いたしました。計画的徴収ということのお話なんですけれども、学校給食費、こちらに関しましては、取手市債権管理条例第5条に基づきまして、毎年、学校給食費の徴収時期であったり、方法を記した徴収計画を策定しております。それに沿って学校給食費の徴収を進めておるところです。今現在の給食費の徴収なんですけれども、口座振替をメインとして徴収しております。保護者の方が、市内に本支店のある金融機関に申請登録をしていただくと、そちらの情報が金融機関から市のほうに上がってまいります。それに基づいて、納付月に振替をして、口座からの給食費の徴収を行っているところです。ただ、この口座登録をしていただけない方、お持ちの口座がネットの口座であったりとか、市内の金融機関の本支店以外がメインバンクとなっている方も理由にあるかと思うんですけれども、そういった方に関しましては、現金で納められる納付書のほうを個別にお渡しいた

しまして、月ごとの納付日までに金融機関窓口等でお支払いをお願いしているような状況でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。口座振替ということなんですけども、振替ができない方とか、実際にいろいろな理由で支払いをされていない方に対してのちょっと対応についてお聞きいたします。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。毎月の納付——月の納付月で口座から振替ができなかった方、また納付書での納付が認められなかった方に関しましては、翌月——納付翌月後に督促状のほうを送付しております。そちらによって、改めて給食の納付のほうをお願いするような形でしているような状況でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 翌月に督促状ということなんですけど、この督促状に対しても応じない方に対しての対応を教えてください。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。年に2回か3回程度、催告書というものを送りしております。督促状——紛失してしまったり御手元に届かなかったりする方もいらっしゃるかと思いますので、年に2回か3回程度、催告書のほうを送付いたしまして、御自身の納付の状況、今こうなっておりますので納めていただきたいという旨の催告書のほうを送付させていただいております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 再督促状を送って、ほぼ回収できているということでしょうか。もしくは、督促——再督促を送っても応じられない方がいた場合の処置などをお願いいたします。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 今現状、口座のほうに入金をし忘れた方で落ちなかったという方のほうが、ほぼほぼ多数でございます。督促状が来て、「ああ、どうしよう」という形で納めていただける方がほぼほぼ多数でございますので、催告書までに至るという方は、かなりの少数派ではございますけれども、そういった方にも丁寧に御説明して、また御相談に乗って、納付いただける一番いい方法を提案させていただいて、なるべく早く納付に近づけるような形で求めている次第でございます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。最終的に、例えば支払いに応じられない方のいろんな理由があるかと思うんですけども、中にはやはり生活困窮とか、そういったことにつながる方もいらっしゃると思いますので、御相談に乗られてるということなので、ぜひその辺の方がもしいらっしゃいましたら——今大変厳しい状況が続いておりますので、丁寧に御対応いただいていると思いますが、引き続きよろしくをお願いいたします。この質疑は以上です。

続きまして、報告書 234 ページです。中学校部活動指導員配置事業に要する経費について質疑させていただきます。内容は、9人の方の指導員がおられるということなんですけど、

この方々の詳細というんですか、状況というか、そういったものの御説明をお願いいたします。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課長の丸山でございます。佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。部活動指導員は、令和4年度は中学校5校に9人配置いたしました。これは会計年度任用職員として任用し、部活動の円滑な運営と生徒の競技力の向上を目指して指導に当たっています。指導に当たっている方は、この事業が開始される前からボランティアとして外部指導者という形で携わっていただいた方が6名、新たに地域スポーツクラブより推薦を受けた方が3名の9名でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。こちらの方々の学校への割り振りというんですか、どういった形になってるか教えてください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。まず、この配置については、各学校よりニーズをいただいた上での配置となっております。細かくなりますがよろしいでしょうか。取手第一中学校の柔道部・女子ソフトテニス部、取手第二中学校の剣道部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部、永山中学校野球部、戸頭中学校バレーボール部、同じく戸頭中学校サッカー部、最後に藤代中学校柔道部です。付け加えますが、令和5年度は、藤代南中で剣道部の方が1名増で入っているというのが現状でございます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 詳細ありがとうございます。こちらに関しては、この指導員の方の増員、今後の計画など、もし要望なども既に出ているようなものがあれば教えてください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、学校からのニーズということで現在配置させていただいておりますので、学校のニーズに合わせて増員していけたらというふうに考えておりますので、現状は今この人数がそのまま、ニーズに合わせて配置できているというところですので、学校からのニーズに合わせて対応できるように考えてまいりたいと思っております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。この指導員の方、担当して部活動見てらっしゃいますけど、現状で何か課題とか問題などありましたら、教えてください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 やはり、この部活動には顧問という中学校の教諭、教員が配置されておりますので、この教員と、この指導者とのコミュニケーション、これがとても大切になるかなと思いますので、この関係をちゃんと密にしてやっていくということが、とても大切に考えております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。この方々は例えば任期とか契約期間とか、何かそういった定めたいのがあって、例えば契約書とか協定書とか、何かそういったものを結んでいらっしゃるのでしょうか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。任期は4月——すみません、令和4年度に関しましては5月1日から翌年の2月28日までになっております。令和5年度に関しましては4月1日からの契約ができて、翌年2月28日までということになっております。契約書のほうもしっかり結んだ形で、取組を交わせていただいております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。じゃあ学校の要望があれば、引き続き継続していくということを繰り返されていくということでしょうか。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。この問題は、部活動の地域移行というようなどころにも関わってくる中で、この指導者不足という問題も非常に問題の一つとして上がっているところですので、こういった貴重な方がいれば配置できるようにというふうに考えていきたいと思っております。以上でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。部活というのは、やっぱり教員の方の負担に関わる問題ですか、その部活動の強化という点でも非常によいかと思っておりますので、ぜひ促進していただきたいと思いますというふうに感想を持ちました。どうもありがとうございました。以上です。

○齋藤委員長 次に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず1点目、奨学生貸付金について伺います。報告書の215ページになります。まず、利用者が少ない理由を伺います。

○齋藤委員長 森川次長。

○森川教育次長 教育総務課、森川でございます。御質疑に答弁させていただきます。今、委員から御質疑ございました奨学生の利用者数が少ないのではないかということについてのお答えです。理由のまず一つとしまして、令和2年度から制度がスタートしております、いわゆる大学無償化法の施行に伴いまして、日本学生支援機構によります住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に対する給付型の奨学金、及び授業料の減免が拡充されているところでございます。奨学金の貸付けを受ける世帯の需要が以前と比べて低下していることなどが一つの要因かと考えております。今年度4月にも文部科学省のほうから、これまで返済不要の奨学金については、世帯収入が380万円で利用ができたというところがありましたが、この4月から新年度として——新制度としまして、扶養するお子さんが3人以上いる多子世帯につきましては、上限を600万円まで引き上げるというような形で制度が拡充されているところでございます。もちろん支援額につきましては、その世帯収入に応じて枠が異なっているところでございます。近隣の状況なども確認をいたしております。自治体のホームページなどを確認したところ、取手市以外では11の市町で大学生向けの

奨学金制度を行っているところが確認できております。近隣では、つくばみらい市さん、それから常総市さんなども、取手市と同様の大学生向けの貸付金の奨学制度を実施しておりますが、近年、令和3年度の実績はおおむね1名ないし3名ということで伺っているところがございます。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。なかなか利用しに——拡充されているということは分かりましたけれども、なかなか利用しにくいものなんだなというところを受け止めているところなんです。周知の在り方というところで伺います。どのようにされているのでしょうか。

○齋藤委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。当市奨学金の制度の周知方法でございますが、まず取手市のもちろんホームページのほうにも制度の紹介を載せさせていただいております。それから、市外から転入なさる方に配布をさせていただいております取手生活便利帳、こちらのほうにも掲載をさせていただいております。それから先ほどもちょっと御案内をさせていただきました日本学生支援機構のホームページ、こちらにも地方公共団体が実施する奨学金制度の紹介というようなホームページがございますので、こちらにも掲載をいただいております。そのほか大学生になる方の進学情報誌のほうなどにも、奨学金の情報などについても、こちらは常に情報を掲載して制度の周知に努めているところがございます。また実際に新年度、就学の手続などが進む2月上旬から、それから新年度になりまして、学生さんが就学します5月上旬までの奨学生募集期間に関しましては、広報とりでに奨学生募集の記事を掲載、市ホームページ上での奨学生の募集案内、それから市内高等学校に募集要項などを郵送させていただきまして、御案内をいただいているところです。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 やっぱり直接、各高校にチラシなり何らかのポスターなり、そういった資料を送られると、一番生徒さんたちには目に入るんじゃないかななんて思います。その辺も引き続きお願いしたいと思います。改めて制度拡充というふうには載せてはあるんですけども、そういう制度だということでは承知してますんで、これ以上いいです。

続いて、スクールソーシャルワーカーについてです。一般質問でも取り上げたんですけど、今日のセンター長の答弁からしても、なかなかスクールソーシャルワーカーという言葉というか——出てこないの、改めて一般質問での——ほかの議員の一般質問の中でもちょっと受け止めたところで、改めてスクールソーシャルワーカーの役割と位置づけを伺いたいと思います。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センター、笠井です。遠山委員の質疑にお答えいたします。先日行われた定例会においてもお答えいたしました。教育相談——教育総合支援センターでは、市スクールソーシャルワーカーを1名任用しております。スクールソーシャルワーカーの役割としては、不登校、ひきこもり傾向、子どもの貧困、児童虐待などの未然防止、早期発見、支援対応を役割として行っております。学校と連携し家

庭訪問を行うなど、学校と家庭をつなぐ役割を担っております。また本市では、令和2年4月から導入されました、取手市新しい学校教育3つの取組の1つである教育相談部会において、児童生徒の悩み、困り事に気づき、教員だけでなく多くの大人が関わる支援体制をつくるという目的で行われています。そうした中、スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として学校と連携し、専門的な視点から支援の在り方について話し合い、見守り体制を整えております。以上となります。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 学校現場のほうからも、この教育相談部会というものがとてもすごい、これはよかったよというのは聞いています。ただ、そういった部会のほうの——何かあると、教育相談部会で話し合っていますというようなことで、センター長のほうからも答弁があるんだけど、そこにスクールソーシャルワーカーという、何か出てこなかったものだから、何か存在薄いなという印象を実は受けたんですよ。だからそういう意味で改めて取り上げた次第です。ただ以前、佐野議員と私とでセンターのほうにちょっとお邪魔をさせていただきましたけれども、その際も表に出てこない——何か内に秘めている潜在的なケースもあるんじゃないかと、そういうところも学校に、現場にソーシャルワーカーが、そういった部会とかじゃなくても、会議の場じゃなくても、ふだんからちょっと行った——お邪魔する——訪問する機会をつくっておけば、「あれ、ちょっとどうしたかな、この子は」とか、何かそんな気づきが私は大事なことじゃないかなと思うんですね。今、何せこの世の中なんで複雑になって、不登校でも、先ほど出てましたけれども、そういうときに見つけていくというところで、週2回では本当に足りるのかなと私自身受け止めている次第です。その辺どうでしょうね。より見つけるというか、気づき、その辺を重視していただきたいと思うんですが、どうでしょう、改めて。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。遠山委員の質疑にお答えいたします。先ほど1番目にいただきました御質疑ですが、スクールソーシャルワーカーは、毎回各校の部会に——教育相談部会のほうに出席しているわけではございません。学校連携支援員というものが20校に配置されておまして、その者から家庭の支援を要するというような情報共有を得て、部会のほうに参加して、学校のほうに御助言したりとか支援を——チーム支援をお手伝いしたりというような形で入っているような現状です。あとは、やっぱり学校の先生が細かいお子さんのふだんの御様子ですとか、保護者との面談を通して、何かちょっと家庭に支援が必要だなという気づきの中から、市スクールソーシャルワーカーにつないでいただくケースも多いとは思いますが、基本的というか——県のスクールソーシャルワーカー派遣事業というものもございます。学校の先生のほうから依頼があって、県のほうで年間5回もしくは12回で派遣をしていただく事業もございますので、令和4年度は4校の学校にスクールソーシャルワーカーを派遣して、学校と家庭の橋渡しをしていただきましたり、保護者の相談に対応していただいたりという形で対応しておりますので、そちらと併用しながら、スクールソーシャルワーカーの活動をやっているという現状でございます。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 以前、学校長と話を聴く機会があったときに——その当時は、県のほうのソーシャルワーカーを派遣していただいて、ちょっと問題あるというか課題を持っているところに——家に伺った際に、私たち教師ではなかなか門戸を開いてくれないことでも、ソーシャルワーカーだったら——スクールソーシャルワーカーの場合、やっぱり福祉——やっぱり何か感じるんでしょうかねということで、開けてくれて、そこがつながっていったんですよという、そういう役割分担というか、そういう話をじかに聞いたものだから、私も県の派遣って本当に年に数回なんで、やっぱり日常的に市に配置されていれば、いつでも相談できる——家族というか保護者と相談——つないでいけるんだけどというような、そういうちょっとお話を伺って、私もスクールソーシャルワーカーの配置をということで。それで求めてきたきっかけというのは、そういうところにあったんで、大いに——せっかく配置されてますんで、市で。大いに活用——活用と言ったら変なんですけど、一緒にやっていただければなというふうに思っています。

続いて、就学援助制度について移ります。支援拡……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 支援拡充について求めているわけなんですけれども、繰り返しこの問題取り上げていく中で、入学準備金というのも実施されるようになってきたんですけれども、何か改めて決算書じゃない——資料を見ると、何かまだまだもうちょっと、教育は無償という点からすれば、PTA会費だとか、あと部活活動費とか、そういったまだまだ拡充する課題というのはあるんじゃないかなと思って質疑をさせていただきました。どうでしょうか。

○齋藤委員長 直井課長。

○直井学務課長 学務課、直井です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。おとし、決算・予算審査特別委員会でもお答えさせていただきましたけれども、取手市の就学援助、所得金額による認定の間口が広がっていること、あと制度の周知にも力を入れていることから、認定率は県内でも有数の高さとなっております。令和4年度は、費目の拡充はありませんが、支給単価のほうで、小学校の入学準備金、新入学用品費について、5万1,060円から5万4,060円に3,000円引き上げて支給を行っております。さらに令和3年度から引き続きまして、臨時休業期間中の昼食費補助、あとは他市町村で行っていない課題図書等の給付についても行っております。このようなことから、我々も費目については検討課題としては認識しております。国や他市町村の動向を注視し続けておりますが、今現在、即、費目を拡充する状況にはないと考えているところです。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろと検討を進めてきていただいているということは分かりました。改めて決算書を見ると、国県のほうがちょっと支出金が少なくなってきた一財が増えてきているところでは、財源がすごい課題になっているんだろうなというのは分かります。その辺は国にも求めていかなきゃいけないなと、改めて認識しているところです。その辺は丁寧に、先ほどの給食費じゃないですけど、その辺とも絡んできますんで、丁寧に対応

していただければと思います。

最後、公民館活動についてです。ちょっと決算書を見たときに各公民館——よく社会教育施設なんだけれども、貸し館業務になっていると、よく市民からは指摘されるんですよ。そういう意味では、公民を育てる、つくる——今、コミュニケーションがなかなか地域で取りにくくなっている。防災面からも共助というのが総務部長からも強調されているわけなんですけれども、そういったことを、やっぱり地域の公民館とかも通して……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員（続）働きかけというのもできるんじゃないかなと思うんです。それには、活動費がないというのはどういうことかなと思って、あえて質疑をさせていただきます。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本です。遠山委員の御質疑に御答弁いたします。市内には学習活動や地域づくりの中心的な役割を担う公民館が14館ありまして、それぞれ地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開して、地域の方に御利用いただいております。活動経費のほうが少ないというお話いただいたんですけど、令和4年度はコロナ禍の影響もございまして一部事業が中止になってございます。なので、活動経費が足りないということは、ちょっとないかなと考えております。以上になります。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 なんかいちろい計画し——今度、相馬公民館でも運動会が開かれるということで案内をいただいたところなんですけれども、夏祭りとかそういった行事も、コロナの中ではできなかったのが、今4年ぶりにやれるということで、やっぱり地域の人も思いのほか集まってきたんですよ、相馬公民館とかも。

○齋藤委員長 あと16秒です。

○遠山委員（続）だから、こういう機会というのは大事だなと思って、改めてみんなで、「よかったね今日は、今年やれてね」と、みんなで確認したところなんです。今度、運動会もあるし、そういう意味では活動費があればさらに充実できるということで……

〔吉田議会事務局長ベルを3回鳴らす〕

○遠山委員（続）その辺どうなんでしょうか。認識されてますか。

○齋藤委員長 もう終わりました。質疑終わりました。

〔笑う者あり〕

○齋藤委員長 すみません。質疑の時間終わってましたので。すみません、途中で言ったんだけど、ごめんね。

それでは次に、岩澤委員。

○岩澤委員 よろしくお願ひします。教育費について、質疑事項2つお伺ひします。まず初めに、中学校部活動指導員配置事業に要する経費について、お伺ひいたします。先週の——先週、取手一中のPTAの実行委員会に私出席しまして、その中で校長先生から部活動の成績報告をいただきました。柔道部の男子が全国大会出場、また女子テニス——女子ソフトテニスで団体で全国3位という報告をいただきました。先ほど佐野委員からの質疑の中で、詳細——取手一中は柔道部と女子ソフトテニスにその指導員を配置しているとい

うことで、私今回聞きたかったのがその配置効果ということで、まさしくその配置の効果が現れているのかなと感じたんですが、改めて、ほかの学校等でそのような大会——試合で成績のほうはどうだったのかというのが分かれば教えてください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課長の丸山でございます。岩澤委員の御質疑に答弁いたします。専門的技術の高い外部指導者ということで、これらの方を任用し持続可能な部活動の運営と生徒の競技力の向上のため、先ほど申し上げましたが、令和4年度は市内5つの中学校に9人の部活動指導員を配置しております。各中学校からは専門的な技術の指導による児童——すみません、生徒の技術の向上、それから生徒の意欲の向上、安全面の向上、顧問の負担軽減などにつながったというような報告が上がっております。また、令和4年度、本年度令和5年度と、この部活動指導員が指導している部活動が輝かしい成績を残しております。幾つか紹介させていただきます。重なるものもございますが、取手第一中学校女子ソフトテニス部、これが令和4年度全国大会出場、令和5年度全国大会第3位。取手第一中学校柔道部、令和4年度関東大会出場、令和5年度全国大会出場。藤代中学校柔道部、令和4年度全国大会出場と、このような形で競技力の向上も図られているところかなと思います。さらに、このような結果だけでなく、各中学校からは、確かな指導力と個に応じた指導ができ、生徒の競技力も格段に進歩した。競技に対しての経験が豊富であることから、練習中や競技中の危険予測に幅があり、的確な安全面への指導を生徒に行うことができた。人物的にも専門性に関しても安心してお任せできる方なので、顧問の部活動に関わる負担が軽減され、成績処理や教材研究、また生徒と関わる時間を確保することができたなど、報告が上がっております。このように部活動指導員につきましては、様々な面で大きな効果を生んでいると確信しているところでございます。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 詳細ありがとうございます。以前からボランティアで指導を行っていた方が、改めて外部——外部じゃないですね、部活動指導員ということで配置されていることで、各学校、特に強い部活動に置かれてたボランティアの方がそのまま指導に当たったりとか、またちょっと前のを調べたんですが、経験のない——その競技に経験のない先生も配置されている部活もあるというところで、そのような配置もされているということをお伺いしましたので、今後もこの指導員の配置を私も楽しみにしながらというか、結果等楽しみにしながら観察させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。こちらに関しては以上となります。

続きまして、埋蔵文化財センター活動に要する経費について、決算書475ページ、報告書263ページになります。来館者数について伺います。こちらの報告書のほう、令和2年度、令和3年度、令和4年度とこちら人数が書いてあります。令和4年度は2,763人、その前の年が3,794人、令和2年度が1,552人とこちらに記載されております。令和2年度に関しては、こちらコロナ禍での影響で少なくなったのかなと。その翌年には倍以上増えております。令和4年度に関しては、令和3年度より1,000人近く減となっているんですが、こちらの原因というか、理由を教えてください。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本です。岩澤委員の御質疑に御答弁いたします。令和2年度の来館者数は1,552人になっており、改修工事をその年実施したための休館と、度々の新型コロナウイルス感染症の流行拡大により行動制限などで休館したもの、また企画展の実施時期が遅れたことが要因と思われれます。続く令和3年度は3,794人となっております。この年は全庁的に市制施行50周年の記念事業を実施いたしました。埋蔵文化財センターでも、企画展は1度の開催でしたが、市制施行50周年記念の企画展として、大正・昭和時代の取手展を大々的に開催し、同じく市制施行50周年記念事業として、市史追補版の「目で見ると取手の歩み」を発行いたしました。こちらの反響が大きかったため、来館につながったかと考えております。令和4年度につきましては、行動制限の解除のためというところと、企画展を1回しか開催しませんでした。埋蔵文化財センター50回目の記念企画展として、「目で見てふりかえる取手」を実施したため、来館者数の回復につながったと考えております。以上になります。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。そのような理由で、この推移というんですけど、上限があるのかなと感じました。その前のほうをちょっと調べると、令和元年度に関しては3,347人、平成30年度は4,904人、平成29年度に関しては5,901人という数字がありまして、年々、コロナ禍の影響もありますが、やはり年々ちょっと来館者数は減っているのかなと思うんですが、こちらに関してはどのように捉えているのでしょうか。

○齋藤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 生涯学習課埋蔵文化財センターの本橋です。岩澤委員の御質疑に御答弁いたします。一般的には、こういった資料館であるとか博物館等は、やはりオープンした年が最大の入館者数で、年々少しずつ来館者が減ってしまっていて、またリニューアルをして入館者を獲得していくというようなものが、全国的に、一般的に言われていることではあるんですが、逆に、埋蔵文化財——取手市の埋蔵文化財センターに関しましては、岩澤委員がお調べいただきました令和元年度以降につきましては、若干の微増、微弱——微減がございましたが、年間を通しまして約5,000人から6,000人の入館者数を10年間程度獲得しておりますので、今年度も今のところ8月15日より、第51回企画展「絵はがきでよみがえる昔の取手」を開催しているんですが、先週の9月10日までの数値になりますが、開催期間25日間で456人が企画展に来館していただいております。多くの参加者が見込まれる、外部講師をお招きした記念講演会の開催が10月のこれから予定されていることを考慮しますと、かなり来館者数が戻ってきているなというふうに感触がございます。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。また本年度——令和5年度も、最終的に令和4年度の数を上回り、また5,000人ぐらいの来館者数があれば、リニューアルをする前にまたそれぐらい戻せるような何か企画——魅力ある企画をもって取り組んでいただきたいと思いますので、私も近いのでまたお伺いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

す。質疑は以上となります。

○齋藤委員長 次に、結城委員。

○結城委員 結城です。私は一つだけ通告していて、アートギャラリーの管理運営に要する経費について、報告書の249ページ、あとは令和4年度のマネジメントシートを参考にしたいと思います。このマネジメントシートを見ていますと、アートギャラリーの来場者数が令和3年に比べて、このときが1万4,661名で、去年——令和4年度が1万9,000人と大幅に伸びているんですけども、これについてはなぜこういうような——増えたのかという要因をお聞きしたいと思います。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。結城委員の御質疑にお答えいたします。来場者について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ギャラリーを一時閉館したことや、人が集まる展覧会の開催が敬遠されたことなどから、利用者が伸び悩みました。しかしながら令和4年度は、それまでギャラリーを利用したことがあるリピーターの方のみではなく、駅からのアクセスのよさや、十分な設備が整備されているとアートギャラリーが周知されてきたことから、これまでギャラリーを利用したことがない方や県外からの利用もあり、利用件数が大幅に増加したことが来場者数の増加につながったと考えています。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 コロナの影響でということなんですね。そうしますと、ただ、このマネジメントシートを見てると、令和4年は1万9,000人なんですが、令和5年度、これが1万5,000人という目標で、令和6年度も同じ目標になってるんですよ。コロナが——コロナのときに約1万5,000人だったものが、何で目標で1万5,000人なのと。逆に言えば1万9,000人を目指さなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。マネジメントシートを作成したときの目標値が4か年計画ということがございますので、そちらのほうがそのまんまの目標値となっております。今後、そちらのほうは見直していきたいと思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 できれば1万9,000人、あのいい立地条件の場所なのでもっと来てもいいのかなというふうに思います。あと、やっている方、私も何回か見に行きますけども、市民の方も一生懸命、ギャラリーの中ですばらしい作品もあるし、藝大だけじゃなくて、市民の芸術に対する——取手市の市民の方、これをもっとPRすべきかなと思うんですが、そこでちょっと気になったのは細かい点なんですけども、令和4年度の駐車料金、これが4万6,200円というふうに計上されています。その前の令和3年度は12万1,800円なんです。来場者数が増えたのにも関わらず、なぜ駐車料金が3分の1になっているのでしょうか。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 この駐車券は来場者にお配りするものではなく、私どものセッティ

ング等で使用するための駐車券となっております。ただ、アトレさんの御好意で、短時間であれば少し下の駐車場に停めてもいいよという御配慮をいただいておりますので、その分実績に基づいて少し減らしております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 そうすると予算を見ていても、最初12万円ぐらいの予算が、令和4年度は予算4万円ちよだったんです、決算もそのとおりになっています。ただ令和5年度も二万幾らだったかな、2万1,000円だったんですけども、これはなぜこの決算から2万1,000円という予算を出したんでしょう。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 駐車券を当初購入したものを管理しておりまして、在庫——というか、繰越分がございますので、その辺を勘案いたしまして必要経費といたしました。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。以前に比べると10万円も年間駐車料金が安くなっているの、それはそういった形でやればいいのかと思います。分かりました。

次に、いつも私これ聞くんですけども、四者連携協定の事業についてです。この中をいろいろ見ていると、「VIVA（ビバ）」の連携事業で、1つは取手の小中学校4校が対話型美術鑑賞を行ったりということがありますけれども、これ実は昨日の市の職員の新採職員の方も、この同じような対話型の美術のあれをやっているんですけども、これは小学校と新採と、どのようなあれなんでしょうか、事業なんでしょうか。

○飯山文化芸術課長 新採……

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 （続）失礼いたしました。お答えいたします。新採研修に関しましては、これまでアートのまち取手が経てきた経緯であるとか、その辺も含めてのTAPによる講座もございました。それプラス対話型美術鑑賞ということを実施しております。ただこちらの学校連携の対話型美術鑑賞というのは、「VIVA（ビバ）」全体を使いまして、まず、その対話型美術鑑賞を実施するに当たって、学校に出向いて、美術品を見る際の注意点、そして対話型美術鑑賞とはこういうものだよという事前説明をした上で、今度は「VIVA（ビバ）」に来ていただきまして、アートギャラリーを含めた「VIVA（ビバ）」全体で作品鑑賞をしたところです。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 これ小中4校しかやってないんですけども、これってどこの学校なんでしょう。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。まず最初に、取手第二中学校の美術部が夏休みの課題として実施していただきました。そのあと私どもの連携サポート事業といたしまして、白山小学校、取手小学校の一部学年と藤代南中学校美術部が参加していただきました。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。これ多分全部の小学——小中学校でやってもらえれば、山王

小もいろんな形でTAPも絡んでますけれども、そういった形で美術の——アートのまち取手というのが発信できていくと、「VIVA（ビバ）」をつくった意味もあるのかなと思います。その中で、もう一つはこの「VIVA（ビバ）」というか、四者連携の大きな目的、これは、産・官・学の斬新なアイデアと連携による魅力あるまちづくりに取り組みますということがあるんですね。その中で、この——何だっけな、都内のアトレ店舗にアート・コミュニケーターを派遣して取手の取組を紹介したとありますけれども、これってどこのアトレなんですか。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。恵比寿店と大井町店と聞いております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 これは取手のまちづくりにかなり貢献したというふうに考えていいんですか。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 「VIVA（ビバ）」の取組を紹介できただけではなく、アトレ社内での「VIVA（ビバ）」の評価や、アートのまち取手市の認知度拡大の一つにつながっていると考えています。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。それはすごくそれなりにいいのかなと思うし、私も今年行われたアトレの——「トリばァ」の卒業式、その中でそのアートの——アートじゃない、アトレの、都内じゃなくて取手のアトレの中の各店舗に行って、そういった取組を紹介するべきだというふうに日比野学長が言ったのを思い出しました。逆にこの日比野学長になったことによって、この四者連携というのは、もちろんキックオフのときに日比野学長が来て、この「VIVA（ビバ）」をやったわけですがけれども、今回、澤学長から——去年ですよ、替わりました、そのことによってこの四者連携の、何かその中身というのは変わって——変わったんでしょうか。変わっていく方向なんですか。

○齋藤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 先日四者連携ではなく、取手市と藝大との連携協議会がございました。その中で、日比野学長と中村市長の対談もございまして、連携をさらに深めていくなっております。また、その四者連携につきましては「VIVA（ビバ）」全体を活用していこうということになっております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 ぜひ日比野学長に……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○結城委員 （続）切り替わったことで、もともと小文間の藝大のときから日比野学長絡んでますし、取手アートプロジェクトも最初から日比野学長が絡んでいたということもあるので、市長と密接な関係をつくって駅前のみならずなんですけども、取手市全体の発展につなげていってほしいと思いますが、実際この6年間たったんですけども、取手の駅周辺の活性化というのを目的としていましたけども、具体的には何か成果というのは出たんでしょうか。

○齋藤委員長 飯山課長……。

〔「齋藤部長では」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 齋藤部長、お願いします。

○齋藤政策推進部長 都市整備部——じゃないや……

〔笑う者あり〕

○齋藤政策推進部長 (続) もとい、政策推進部の齋藤です。都市整備部にもいたことがございまして、やはり、今はまだ区画整理事業の途中ということもあって、具体的に駅周辺がどう変わったかということはまだだと思っんです、そのハード的なところでは。ただこの四者連携をはじめ、先ほど飯山課長からもありましたが、四者連携のほかに、例えば取手市と藝大が個別に連携協定、あるいはJRと藝大での個別の連携協定とかという、それぞれの動きというものもありまして、それぞれが直接相対でやっているものと、それからこのそれぞれ四者が集まってやっているもの、そういったものが絡み合っってこれから動いていくような感じになってます。ですので、経済的な活性化ですとか、そういったところはまだこれからということをお願いするしかないんですけども、人のつながりとか、そういったコミュニティーといったところでは、四者連携というのはすごく意味があるというふうに、今感じております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 元都市整備部に——部長は都市整備部の部長をやっていたので、あえて聞かせていただきましたが、この四者連携協定の締結式のときに何が掲げられていたかというのと、取手地区の地域発展に向けた四者連携協定の締結式なんです。ということは、6年もたっって、例えば今、部長おっしゃいましたA街区の問題であつたりとか、駅周辺の開発を今行っていますけれども、そこに、この地域連携をしたその意味と——何ていうのかな、色というのがあまり見えてこないというのが正直なところなんですけれども、これについてはあまりそういった考えはないということによろしいですか。

○齋藤委員長 齋藤部長。

○齋藤政策推進部長 四者連携協定を結ぶとき、最初は駅ビル——要するに「V I V A (ビバ)」という施設を核として、何か四者でやろうというところがメインの趣旨だったんですね。そのときに私ども市のほうから要望というか、提言をいたしまして、駅ビルだけではなくて駅周辺全体を考えていくという協定にしようということで、今の協定になっているということなんです。なので、まずはといいますか、その「V I V A (ビバ)」をしっかりと根づかせるということが最初の目的というか、目指すところだったのかなというところもあって、なかなかその周りというところまで今まだ行ってないのかなというふうに考えてます。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。いろいろなその材料というのは、好材料が今揃い始めているんじゃないかなと思います。もちろんA街区の区画整理や再開発に向けて、私はこういうものも入れていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。これはこれ以上言いませんので、終わります。

○齋藤委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願いいたします。教育相談に要する経費について、報告書 218 ページです。こちらは資料を提供していただいております、ナンバー 5 になります。こちらについてお伺いしたいと思います。昨年度も同じような資料を頂いていて、それと比較をすると、電話による相談等と来所による相談というのはそれほど変わっていないのかなと思うんですけども、教育相談部会による相談件数というのが、延べ件数が令和 3 年度の実績は 1,146 件だったのが、今回、令和 4 年度では 2,101 件と倍増しています。いい方向なのかなと捉えているんですけども、詳細の説明をお願いいたします。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。根岸委員の質疑にお答えいたします。令和 4 年度に教育相談部会による相談件数が 2,101 件ということで、昨年度お出しした資料の中では 1,146 件となっております。昨年度は教育相談部会は 275 回開催となりました。令和 4 年度は 417 回となっております。令和 3 年度がちょっと少なかったということは、コロナの感染で——ちょっと学校内で感染がはやっているので、ちょっと部会の開催を見合わせたいとかということがありましたので、実際の相談件数が減ったということもありますし、令和 4 年度は、やっぱりこの教育相談部会というものが定着しつつあり、1 回の部会で複数のお子様たちの困り事を検討するケースが増えてきたということが考えられると思います。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。令和 3 年度はコロナの影響があったということなんですね。でも教育相談部会がすごくこう回り出してるという実感があられるということなので、引き続きお願いいたいと思います。

その次です。スクールロイヤーの具体的な活動について、御説明をお願いいたします。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センター、笠井です。根岸委員の質疑にお答えいたします。取手市では令和 2 年度よりスクールロイヤーの業務委託を行い、法的側面からの助言・指導等の対応を行っていただいております。令和 4 年度は中学校において、スクールロイヤーによるいじめの予防の授業の実施、また各小中学校の個々の事案に対して相談や助言をいただいております。また、学校でのケース会議に参加するなど、より迅速に、そして丁寧な対応をしていただき、学校におけるチーム支援を法的側面からサポートしております。さらに、電話やメールなどの対応も行っております。以上となります。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 非常に力強い支援をしていただいているという理解でよろしいですね。

それでは次、いじめ防止アプリの利用状況についてです。こちらも資料を頂いていて、ナンバー 6 になります。登録件数と相談件数を出していただいているんですけども、令和 4 年急に、それまで 130 件とか 200 件前後だったところが 2,400 件になってるというのが、タブレットの中にアプリ設定をしたということで、これは全員のアプリ——全員のタ

タブレットに入れて——中学生ですよ、そこだけ確認します。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 根岸委員の質疑にお答えいたします。1人1台端末の環境が整えられ、令和4年度からタブレット内にいじめ防止アプリを設定し、市内6中学校の生徒、1年生から3年生までが登録できるようになりました。以上となります。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 登録は全員登——使用できる環境が整ったというところなんですけども、相談件数はそれほど伸びてないというのは、どのように捉えていらっしゃいますか。

○齋藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えいたします。資料にもお示したとおり、過去5年間を比較しても横ばいとなっております。このいじめ防止アプリはなかなか他者には相談することができない生徒たちのための相談ツールであり、この表を見ても分かるように、毎年少しずつはいるんで、一定数の生徒たちにとっては心の支えとして利用されていると考えております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。以前にそのアプリに——じゃなくてタブレットに入れたらどうだというときに、セキュリティーの課題があってということが1回あったかと思うんですけど、そこはもう十分クリアしてるという理解でよろしいんですよ。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 学務課のほうと調整いたしまして、このアプリを導入することになりました。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。では次、教職員——これ文言がおかしくなって「教職員での相談体制は」と書いてあるんですが、「教職員向けの相談体制は」ということで、教育相談——センターが教職員向けに、その相談体制を立てているという理解はないんですけれども、ただその教職員の体の不調だったり心の不調だったりというのが非常に今増えている状況で、どういった体制でその先生方の相談というところを受け止めているのか、先日ちょっとお話をお伺いしたところ、教育相談部会の中でも先生からの御相談があったりというところのお話も伺っているので、教職員向けの体や心の健康状態とか不調についての対応状況についてお伺いします。

○齋藤委員長 伊藤参事。

○伊藤教育参事 参事の伊藤でございます。教職員の相談体制についてお答えいたします。学校の相談窓口は、校長、教頭、養護教諭などですが、新採教員には指導教員が週1回程度配置されており、メンタル面のサポート体制も行っています。また、根岸委員からありましたように、教育相談部会で定期的に学校訪問をしているスクールカウンセラー、学校連携支援員、それからスクールカウンセラー・スーパーバイザーなどが、先生方の悩みや不安を拾い上げて悩み相談に当たっていただいたりとか、必要に応じてカウンセリングの機会を設けていただいています。今後も、市教委と学校が連携して、教職員のメンタルへ

ルスキアに組織的に取り組んでまいりたいと思っております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。やっぱり学校って結構閉鎖的だったりするので、職員室の雰囲気というのが、本当に新卒の先生だったりとかというところが、やはり体だったり心だったりの不調を訴えるというのが年々増えている状況だと思いますので、ぜひ、しっかりとフォロー体制というのをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。こちらは以上です。

次、土曜日学習支援事業に要する経費についてお伺いします。先ほどほかの委員からもあったのでダブらないような形でいきたいと思うんですけども、報告書は221ページです。前年比の参加人数が、昨年度は473名延べで参加されていたのが、今年は295名と半分に減っている理由をお伺いします。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。根岸委員の御質疑に対して御答弁させていただきます。令和3年度の参加者と令和4年度の参加者の比較ですが、藤代庁舎の参加者は増加している状況であります。取手図書館、永山コミュニティ・スクールの参加者が減少してしまいました。これはひとえに、特に取手地区の小中学校での周知が至らなかったと反省しているところです。年々、この参加人数は変化するところですが、やはりできる限り多くの児童に参加していただきたいと思っておりますので、今年度は申込方法をオンラインによる申込みにしてより申込みしやすいように改善をいたしました。現在、令和5年度の周知をしているところですので、何とか参加者が増加するように努めていきたいと思っております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 令和3年は7月から2月の開催だったのが、令和4年、10月から2月の開催に変更されて、今期も10月からということで、これからということなんですね、令和5年は——はい、しっかりその辺はお子さん方の……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 参加が増えるようお願いしたいと思います。

次、小中学校保健衛生に要する経費についてです。こちら資料を頂いてるんですけど、資料ナンバーがついてませんでした、すみません。7番ですかね。こちらについて、全国平均と比べて市の状況はどういう状況なのかお伺いします。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野です。根岸委員の御質疑にお答えいたしたいと思っております。こちら、全国平均と比べて取手市の状況はということなんですけども、全国の市町村で実施しております健康診断の結果ですが、毎年国から6月初旬を目安に調査依頼が来ております。学校保健統計調査という名称の内容のものです。その結果を取りまとめた全国平均ですが、文部科学省のホームページに例年ですと3月下旬を目安に公表されております。したがって、最新の結果の比較につきましては令和3年度のものとの比較となりますけれども、こちらにつきましては、受検者数から要管理者・精密検査者の割合

を比較しますと、心臓検診と腎臓検診につきましては、全国平均を下回っているような状況でございます。貧血検査、それと小児生活習慣病につきましては、全国でも実施している市町村と実施していない市町村、まばらでございます。このことから国からの調査項目に含まれてはならず、全国平均が示されておりません。したがって、ちょっと全国平均との比較はできないような状況でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。この要精密検査・要管理者のその後の後追い状況というのはどうなんでしょうか。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。こちらの検査結果なんですけれども、学校を通して、検査を受けられた全児童生徒の各家庭の保護者に検査結果をお知らせしております。学校は検査結果の中身を把握した上で、検査を受けられて要精密検査・要管理者になられた児童生徒の保護者に対しまして、学校生活管理指導表の提出をお願いしております。こちらの指導表につきましては、ほぼほぼ提出をされているという報告を受けております。この学校生活管理指導表は、医療機関において、その内容を記載していただくことから、学校は生活管理指導表を提出してもらうことで、家庭及び医療機関と連携を図りながら、要精密検査対象者・要生活管理者のその後の経過の状況把握に努めております。また、その指導表に記された内容を参考に、学校生活に支障が来さないよう配慮にも努めているところでございます。以上でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。しっかり管理のほうを引き続きよろしく申し上げます。

次です。放課後児童対策事業に要する経費について、報告書 250 ページになります。3校を民間委託して丸1年がたったわけなんですけれども、土曜利用の状況について、お伺いします。

○齋藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。根岸委員の御質疑に答弁いたします。令和4年度の土曜日開設3クラブにおける利用者につきましては、延べ人数となりますが、取手東小で527人、高井小で619人、藤代小で460人、合計1,606人の児童が利用している状況でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうすると、1回の開催で、1校当たり8人から10人ぐらいの利用があるという理解でよろしいですか。

○齋藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。令和4年度、1か所当たりの1日の利用者数は、おおむね10人から20人程度ということになっております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 以前、直営で全部やっていた頃から比べると、非常に集約したというところだったりとか、やっぱり1日開催というところ、保護者のニーズに合わせてしっかり組み

立てたというところの成果が出ていると理解しています。そちらは分かりました。

次、支援員や補助員——でしたっけ、補助員の研修実績について、お伺いします。

○齋藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。令和4年度はコロナ禍でもあったこともありまして、様々な研修がオンラインでの研修事項となりましたが、市が直接運営するクラブにおきましては、3クラブの委託先事業者と連携しまして、オンラインコンテンツを利用したいじめに関する研修を市が直営するクラブの全ての支援員に実施しており、研修の中では子どもの権利条約などについても学んでいただきました。このほか、茨城県が主催したオンライン研修である放課後児童支援員認定資格研修と放課後子どもプラン研修にも支援員等が参加している状況でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。民間委託する主な目的というのが、たしか3つあったとっていて、支援員の確保の問題、土曜日開催の問題、そして支援員等の質の向上というところが……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 3つ、その目的だったと思うんですけども、その最後の質のところというのは確保されてきているのでしょうか。

○齋藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。これまで民間委託が始まったのが令和3年10月からなんですけど、令和3年10月、コロナ禍での民間委託スタートとなりました。令和3年度・令和4年度については、対面での研修というのがなかなか厳しい状況でありまして、研修や交流事業、令和5年度になりましてからコロナ禍が——コロナが5類に分類されるようになりましてから、そういった事業を進めていくような形となっております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。2つの目的はほぼ達成されていると考えているので、最後の3つ目、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

最後に図書館活動に要する経費です。全体では小学校が前年——ほんくるの利用、こちらから資料を頂いています。資料ナンバー8です。それを見ると、全体では小学校が前年比10.6%増、中学校は前年比4.5%の減ということですけども、利用減している学校が何校かあります。こちらの分析、また利用増というところもあると思うんですね。そちらの分析はいかがでしょうか。

○齋藤委員長 直井課長。

○直井学務課長 学校図書館の利用の増減に関する御質疑ですので、学務課のほうでお答えさせていただきます。まず、利用減のほうなんですけれども、中学校で大幅に減ってしまった学校があります。そちらにつきまして確認したところ、やはりコロナ禍で感染症対策、接触を避けるために貸出日をかなり限定したこと、そしてそのときも全学年入ってしまうと密になってしまいますので学年を絞ったこと、そういったことが令和3年、令和4年と続くことによって、やはり図書館離れが加速してしまったというような印象を持って

いるということでした。ただ、令和5年度からは貸出日制限する運用はなくしておりますので、生徒、図書室に戻ってくることを我々も期待しておりますし、待つだけではなくて、どういった手だてが打てるのか、学校司書ですとか、あと公共図書館の司書のアイデアなどを借りながら、できる対策を考えていきたいと思っております。あと利用増のほう、小学校等で増えているところがあります。そちらにつきまして、やはり確認したところ、共通していることとして、月ごとですとか季節ごとのテーマ展示、そういったものに力を入れたことによって、子どもたちが図書室に来てくれる、ひいては貸出増につながっている印象があるよということ聞いております。こういった増の要因ですとか、減の要因、学校の司書研修やっておりますので、そちらのほうでも共有いたしまして、全体的な貸出冊数の増加につなげていければと思っております。

○齋藤委員長 根岸委員、あと14秒。

○根岸委員 引き続き子どもたち、タブレットを使い慣れてるので、なかなか活字に触れる機会というのが減っちゃうと思うので、ぜひその本というところを身近に感じられるように、引き続きよろしくお願ひします。

〔吉田議会事務局ベルを3回鳴らす〕

○根岸委員 以上です。

○齋藤委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。報告書の214ページ、教育情報機器整備に要する経費です。目的に、「高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る」ということで、ICTを活用した授業の定着状況について、まずお聞かせください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課の丸山でございます。授業の内容ということなので、落合委員の御質疑に答弁させていただきます。現在、小中学校で授業を行う教員一人一人に、授業で使用するためだけのタブレットパソコンを配置しております。また児童生徒に対しても1人1台タブレットパソコンが配置されているという状況でございます。授業では、発達段階に応じてというところはございますが、どの教員もほぼ毎日、ICT機器を活用して授業を行っているところです。具体的な例として、教室にある大画面にデジタル教科書、これらを映して指し示して説明する。児童生徒がタブレットでまとめた内容や写真・動画、これらを大画面に映してプレゼンテーションを行う。自分の考えをアンケート形式で答えて、学級全体の結果が即時にグラフで確認できるようなことを行う。例えば新聞作りなどタブレットで数人が共同作業で同時編集し作成する。授業の始まりや終わりにAIドリルを活用して、自分の理解度に合わせて習熟を図るなど、こういったことで授業で活用しているところです。指導課としましても、ICT活用研修を初級・上級と分けて毎年実施し、教員のICT活用能力の向上に努めているところでございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 取手市はいち早く1人1台タブレット端末を導入して、本当大いにタブレットを使って、デジタル教科書なんかもしっかり導入して活用されている。また今も先生の

研修のほうの充実が図られているということで、しっかり効果が出ているなというふうに認識をしたところでございます。

次に、無線アクセスポイントの更新による市内公共施設のネットワーク環境、ほぼどこでもネットがつながるような状況に整備されたのか、お聞かせください。

○齋藤委員長 直井課長。

○直井学務課長 落合委員の御質疑にお答えいたします。令和4年度、こちらのアクセスポイント更新に関しましては小中学校の部分の更新となっております。こちらにつきましてはG I G A（ギガ）スクール以前から使用していた旧型の無線アクセスポイントの更新、それと学校内で少し電波が弱いところ等が見えてきましたので、そちらへの追加設置等を行いました。これによりまして、学校内必要な場所全てからインターネット接続が可能となっております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 それによって、先ほど動画ですとか、いろんな環境——容量なんかも環境整備が整って、授業も充実できてるのかなというふうに思っているところでございます。この質問は——質問というか、質疑はこれで終わりにしたいと思います。

次に、教育相談に要する経費について、報告書の218 ページです。先ほど来、スクールソーシャルワーカーの活動について御説明がありましたので、このスクールソーシャルワーカーの方が一番時間を費やしている活動というのは、何になるのでしょうか。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。落合委員の質疑にお答えいたします。令和4年度の市スクールソーシャルワーカーの活動——主な活動ですが、初回訪問時の児童生徒の状況把握や問題整理を行うアセスメント、あとは児童生徒等の支援に関する対策会議——いわゆる校内でケース会議を行う場に参加する。あとは関係機関とのケース会議ということで、例えば子育て支援課が入るですとか、社会福祉課が入るみたいなどのケース会議に出席、もしくは、その以前の関係機関との連携、訪問、そういった——あとは児童生徒の自宅への家庭訪問というのが主な活動となっております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。大変重要な役割を担ってらっしゃるというふうに認識してるんですけども、この方、ずっと引き続き、センター設立以来担当していただいてらっしゃるのでしょうか。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 市のスクールソーシャルワーカーは平成30年4月1日から任用されているんですが、現在のスクールソーシャルワーカーではない職員が以前にはおりました。で、センターには2人目ということになります。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 取手市は、先ほども、相談件数が増えて教育相談部会なんかも定着して、本当にいじめ防止等の未然防止の取組の流れがしっかり出来ているのではないかなというふ

うに思っております。

次に、スクールロイヤーの活動の詳細も先ほどお示しいただきましたけれども、この先生というは地元の先生なんですか。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。質疑にお答えいたします。東京の弁護士法人と業務委託契約を行っております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。先ほど中学校にいじめ予防の授業を行ったとありましたが、それ全ての学校で実施されたのでしょうか。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 スクールロイヤー業務委託の中で行った授業は、申し訳ありません、1校だけにとどまっておりますが、こちらの授業は県のスクールロイヤーの派遣事業も兼ねておりまして、そちらのほうで、昨年度は取手二中、宮和田小、取手西小、戸頭中の4校で県のスクールロイヤーを派遣して行っております。そのほかに、管理職対象としまして、教頭先生を対象にスクールロイヤー研修というものも別枠で実施しております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 実施して、その効果というのはやっぱり感じられますか、実施した学校の。

○齋藤委員長 岩崎補佐。

○岩崎教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センターの岩崎です。お答えいたします。いじめ予防授業を行った際の効果ということなんですが、先ほどの唐口補佐の答弁の付け加えなんですが、そのほか中学校のSOSの——先ほど根岸委員からもありましたSTANDBY（スタンドバイ）というアプリの事業の中にもいじめ予防授業というのがあって、そちらは全校のほうに行って——全中学校のほうにいじめ予防授業に行っています。そういった際に、児童生徒の様子や教職員のほうから感想を聞くんですが、SOSの出し方が分かるとか、そのいじめについて理解するきっかけになったというような感想が聞かれています。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。スクールロイヤーの先生に一番相談されてる比率が一番高い学校の先生、保護者——保護者というか、やっぱり教職員の先生ですかね、一番相談。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 質疑にお答えいたします。個別の案件については、ここではちょっと回答は差し控えたいと思いますが、小学校・中学校それぞれ相談に応じているような状況です。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。最後にスーパーバイザーの活動の詳細ということなんですけれども、この中で一番、児童生徒さんに直接関わっている方たちというのは、どなたなん

ですか。やっぱり学校連携支援員さんですとか、そういった方たちなんですかね。

○齋藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 質疑にお答えいたします。スーパーバイザーは2名、業務委託でセンターのほうに詰めていただいておりますので、教育相談部会のほうへも出席はいたしますので、学校の先生と直接、情報共有をしたりとか意見交換をしたりということもしておりますし、センターでの来所相談や電話相談なども担当しておりますので、直接市民の方と関わる機会もございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 月曜日と水曜日、総合支援センター、夜7時まで——7時半まで受付を行っておりますけれども、これやっぱり長年の経緯でこのような形態にな——どのような経緯でなったのか、お聞かせください。

○齋藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課の丸山でございます。令和——平成31年——令和元年、令和元年度までは全て5時で閉所をしておりました。ただしその後、教育総合支援センターということで新たないじめ防止対策ということの中で、やはり5時以降に保護者が、それから生徒が相談する機会というのはどうなんだろうという議論になりまして、当時のいじめ問題専門委員会の再発防止策のほうからも、そういった項立てではなかったんですけども、そういった御意見がありましたので、その中で時間を延ばしたという経緯でございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがたいです。そのような対応していただいて、これからも引き続き手厚い子どもたちの支援、よろしくお願ひします。

次に、報告書250ページの放課後児童対策事業に要する経費です。3か所に集約されましたけれども、その利用状況、保護者の反応なんかをお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。落合委員の御質疑に答弁させていただきます。土曜日3か所のクラブの利用状況につきましては、先ほども根岸委員の御質疑に答弁したところですが、令和4年度の利用状況では1か所当たり約10名から20名程度利用しているような状況でございます。

○落合委員 今後も……。

○齋藤委員長 落合委員。いいですか、保護者の反応も。

○長塚子ども青少年課長 すみません。保護者の反応ということなんですが、これまで土曜日の拠点校方式、令和3年10月から採用しているんですけども、これ以降に子ども青少年課のほうに電話やメール・来庁しての土曜日開設等についての保護者からのご意見等はいただいております。また、令和4年度に実施した利用者満足度調査書の自由記入欄につきましては、土曜日子どもがいつも通っている学校で開設してほしいという御意見を2件いただいているような状況でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 利用者の声にちょっと傾けながら……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○落合委員 (続) きめ細かな対応を引き続きお願いしたいと思います。

最後に、公民館整備に要する経費、報告書の256ページです。市内の公民館は大分、老朽化しているかと思いますが、今回全部で幾つの公民館、何か所、どのような工事を行ったのか、詳細をお願いいたします。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本です。落合委員の御質疑に答弁いたします。公民館施設整備に要する経費内の各公民館の修繕費の中身という形になるかと思いますが。工事委託料といたしましては、久賀公民館の屋根改修工事、戸頭公民館の老朽化した駐輪場の解体工事、戸頭公民館の空調改修工事实施設業務委託がございます。こちらは決算書——説明書のほうの通りになってございます。加えて修繕費のほうで、670万864円の内訳といたしましては、修繕対象は12公民館、修繕件数といたしましては53か所となります。その内容といたしましては、数が多いですので30万円以上のものを例示いたしますと、戸頭公民館のガス施設設備の漏えい修繕工事に90万5,300円、井野公民館の非常用放送設備の修繕に78万9,800円、永山公民館の浄化槽管理足場の一部修繕に62万5,724円、相馬南公民館自動ドア装置の部品交換修繕に49万5,000円、相馬南公民館出入口陥没応急修繕に42万9,000円、永山公民館自動ドア修繕に39万6,000円、井野公民館のスライディングウォールの修繕に37万4,000円、最後に、藤代公民館受水槽電磁弁の交換修繕に31万2,400円が挙げられます。いずれにいたしましても、取手地区の公民館、藤代地区の公民館とも、昭和50年代から60年代にかけて建築されており、老朽化による修繕が必要となってございます。以上になります。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。この修繕に当たってお部屋が使いなくなったりとか、そういうようなことも——その工事期間は仕方ないんでしょうけれども、結構利用ができなくなるような状況ですよ。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 お答えいたします。修繕はできるだけ緊急度合いに応じて速やかに実施しておりますので、なるべくそういった形がないように対応しております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。結構、空調なんかですと、夏、暑いお部屋ではなかなか集まったりできませんので、計画的にちょっと修繕のほうを進めていただきたいと思います。今後の建替えですとか大きな改修の計画が出ましたらお願いしたいと思います。

○齋藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 今年度の工事といたしましては、先ほどお話ししました、昨年度実施設計を行いました、戸頭公民館の空調改修工事を今まさに実施してございます。また、今後の建て替えや大きな修繕については、今年度策定しております公民館施設の個別計画において、優先順位をつけて計画的に実施していくという形でやってまいりたいと考えて

おります。以上になります。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 これからも利便性の向上に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。終わりにします。ありがとうございました。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——では遠山委員のほうから。

遠山委員、先に。

○遠山委員 遠山です。先ほど佐野議員——佐野委員からの給食運営に要する経費について、再度質疑を、私のほうからも質疑をさせていただきます。決算書の65ページ、学校給食費の収入未済額が559万7,982円あります。その辺の状況を説明願います。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野です。すみません、ちょっと後半聞き取れなかったんで、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 決算書の65ページ、歳入のところなんですが、学校給食費の収入未済額が559万何がしあるわけなんで、その辺の状況を説明ください。——世帯数とか。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。収入未済額の状況なんですけれども、こちらのほうは過年度の給食費の未納額が約288万円ございます。令和4年度現年度の収入未済額が約274万円。

○齋藤委員長 ちょっと——遠山委員。

○遠山委員 先ほど佐野委員からの質疑の——質疑を通して、繰り返し二、三か月滞納されて——入ってなければ、振り込まれていなければ催促していくとかという、いろいろ丁寧な対応をしているというところでは認識したんですけれども、それでも——その分がこの、今言われた288万近く、私、足し算したら255万ぐらいになったんですけども、過年度分というのがあるかなと思ったんですけど。この過年度分というのは令和4年度前の分——そうか、そうやってずーっと引きずってるわけだよね。で、さらにそれでも収入未済額が559万あるということは、さらに振り込まれていない、納めてもらっていない——だと思っんですよ。だから、その世帯数って分かるかなと思ったんですけども、まずは、その辺の状況を。あと、やっぱり対応してんでしょよね、ずっと遡って。不納欠損が上がらないということは、追っかけてんだらうなと思っんですけど。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 令和5年6月1日現在で、給食費が滞納という形で未納で繰り返すわけなんですけれども、令和5年度現在ですと125世帯で256人——256人の世帯の方で、まだちょっと頂けてないというところで把握しております。

○齋藤委員長 いいですか。

結城委員。

○結城委員 1点だけ、埋蔵文化センターの活動に要する経費の中で、私はこの間も、「絵はがきでよみがえる昔の取手展」見に行きました。非常にいい企画だと思って、企画すごくあれなんですけど、来館者数——来館者の方の分析というのは行ってるんでしょうか。

○齋藤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 生涯学習課、埋蔵文化財センターの本橋です。質疑にお答えいたします。任意ではございますが、来館者向けのアンケートを集計しております。また合わせて、歴史講座等、講演会等でも、任意ではございますが感想のアンケートをして——取っております。その中で、年齢であるかとか、お住まいであるかとか、どのように知ったのかとか、感想等の項目を聞き取っております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 私が行くときも別に何も書き込むところがないんですけども、来館者が市外なのか市内なのか、それって例えば美術館とかは違うので、そういったのは任意でしかやってないということなんですね。

○齋藤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 おっしゃるとおり任意で行っております。あくまでもニーズをつかむという形で考えておりますので、任意として行っております。

○齋藤委員長 それでは、根岸委員。

○根岸委員 私も先ほどの佐野委員の学校給食費の計画的徴収の件なんですけれども、取手市立学校等給食費徴収規則に載っている、この学校給食の申込書を見ると、「児童手当からの徴収申出書に記入の上」というところの文言があって、児童手当からの引き落としも可能になっていると思うんですけども、その児童手当からの引き落としという実績はあるのでしょうか。

○齋藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 児童手当からの給食費の徴収の実績があるのかという御質疑かと思えます。こちらのほうは令和4年度の実績でお話し申し上げますと、児童手当からの徴収額に関しましては、111世帯で277名、金額ですと474万4,896円、このうち現年度が252万8,464円、過年度、令和3年度以降のもの、こちらが221万6,432円の実績がございます。以上です。

○齋藤委員長 いいですか。そのほか、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 なしと認めます。

これで、認定第1号のうち教育費について質疑を打ち切ります。

2時まで休憩いたします。

午後 0時59分休憩

午後 2時00分開議

○齋藤委員長 それでは、再開いたします。

須田委員が忌引のため早退いたしました。

では、委員会としての総括質疑事項確定のための委員間討議を行います。まずは、総括

質疑を行うべき項目を各委員から出していただきます。その項目についての詳細な内容、総括質疑項目の確定等については、項目を出していただいた後に休憩して協議をいたします。

それでは、昨日と本日の審査を通じて、副委員長が代表して総括質疑を行うべき項目はございませんか。——ちなみにですけれども、令和3年度一般会計決算・予算審査特別委員会では総括質疑を行ったわけなんですけど、その項目は歳入の確保、地球温暖化、福祉、市民との対話、職員の意識向上などを行ったんですね。こういう形の項目を皆さんから——細かいことじゃなくて、こういう項目を皆さんから出していただきたいということです。ここで出てない項目については扱わないこととなりますので、大変重要でございますから、皆さんぜひご意見出していただきたいと思います。自由討議でまいりたいと思います。どうぞ。

手が挙がりそうなところから、遠山さん。

○遠山委員 そうすると、AグループとBグループに分かれて調査したじゃないですか。そうすると、その中からその課題で抽出しようというか、これ全てじゃなくてね。

○齋藤委員長 それもとても重要と思いますね。

○遠山委員 それで項目を挙げてきてたのかなという理解の下でいたんですけど、その辺どうですか。それに関係ない、新たにということ。

○齋藤委員長 新たにでも、もし項目として挙げたいということがあれば出していただいでいいんですが。

○遠山委員 この中から、そのために調査してたのかなというふうに思ってるんですね。

○齋藤委員長 そうですね。——やりましたね。高齢者移動支援とか、農産物のこともやりましたね。言ってもらっていいですか、それ、ちょっと言ってもらっていいですか。言って——何、挙げるだけですから。マイク通して言ってもらっていいですか。言ってください。佐野さん。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 挙げればいいんですね。高齢者の——高齢者移動支援の充実。あと取手の農産物の利用拡大。あと農業公社事業の改革。この辺をBグループで取り上げたんで、これはちょっと検討していただければと思います。

○齋藤委員長 鈴木さん、じゃあ。

○鈴木委員 生ごみの堆肥化、生ごみ対策化……。

○齋藤委員長 堆肥化。

○鈴木委員 堆肥化、あと歳入の確保。それだけかな。

○齋藤委員長 以上でしたね。マイク。

○鈴木委員 Aグループのほうは歳入の確保と2つ目が生ごみ堆肥化事業ですね。以上です。

○齋藤委員長 重点調査項目を皆さんからしていただいた中で挙げていただきました。そのほかにはいかがでしょうか。

根岸委員。

○根岸委員 少し項目として細かくなってしまうんですけども、まず空き家対策、もう少ししてこ入れが必要なのかなと思っています。また、ちょっとばらばらしちゃうんですけども、教育施策というところで、教育総合支援センターのさらなる充実と、あと山王小の小規模特認校の特色ある教育というところを、あのまんま全部を持っていくわけじゃなくて、そういうエッセンスをぜひ全校に広げてほしいというところの提案。それから、あと、先ほど私、教育費のところでも取り上げた集団検診の中で、小児生活病——小児生活習慣病の要管理者と要精密者が3割なんですよね。あれもちょっと深刻な問題なんじゃないかと思って、その意味での小児もあるし、あと健康づくりというところも絡めて、市民の健康になるのか、小児は小児で出したほうがいいのかちょっと分からなくて……

○齋藤委員長 迷ってるの。

○根岸委員 (続) というのが……。

○齋藤委員長 小児だけで出しますか。

○根岸委員 まず小児で出しますか。

○齋藤委員長 出したい……。

○根岸委員 はい。

○齋藤委員長 それは教育施策に含まれないで別枠でという感じですか。

○根岸委員 そうですね、別ですね。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

○根岸委員 それと、スクラップ・アンド・ビルドという意味で、ちょっとスクラップの提案なんですけれども、具体的に言うと、Go Toフィットネス、それから電気式生ごみ処理機の補助、それと人間ドックの補助——それは廃止じゃなくて減額とか隔年とか制度を変えるという意味で減額——まずは減額というところで、それを提案したいです。というのは、結局これ、どれもやっぱり時間とお金がある人が使いやすい施策だと思うんですよ。これだけ格差が広がりつつある中でそこに税金を注力するんじゃなくて、もっと困っている人を——とか困っている場所に振り分けて、税金の再分配というのをしていかなきゃならないと思うので、もうその役割というのは今まであったかもしれないんですけども、ちょっとそこで方向転換して、もうちょっとその必要なところに、必要なお金をという意味で、これはスクラップしたいなと思っています。以上かな、取りあえず。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 今のお話なんですけど、スクラップする、減額していくのはいいと思うんですよ。じゃあ逆に、その減額した分を、今言った一番どこに使ったらいいというふうに考えてますか。

○齋藤委員長 それ行っちゃいますか。どうぞ、根岸さん。

○根岸委員 私は今考えているのは、ケースワーカーの充実と、あと学校関係で学校司書だったりとか、あとカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというところの人件費にぜひ使いたいなと思っています。

○結城委員 これ、自由討議……。

○齋藤委員長 自由討議ですが。手挙げてください。項目です、項目で何かこれ入れてみ

たいなのがありませんか。項目。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 歳入の確保というの一番上にありましたよね、たしか。歳入の確保と財政の健全化、これこの間の一般質問でもあったかと思うんですけども、要するに、まだ財政調整基金が標準規模の10%に満たない状態なんですね。ですから、これも財政の健全化というのも大事なのかなと思っております。この辺、付け加えられればと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

結城委員。

○結城委員 今の鈴木委員の話なんですけど、今回財調はかなり積み上がったじゃないですか。財政標準規模の大体1割という話ですよ。ほぼ満たしてんじゃないかなと思うんですけど。

○鈴木委員 満たしてはいないですね。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 たしか10億——24億円ですね。

○結城委員 23億円だね。

○鈴木委員 そうだ。標準財政規模が244億円ですから、ちょっと足りないんですよ。またそれは9月補正か何かで取り崩したりはしてますので、一時的に積み上がったとしても、また9月補正で取り崩したりなんかしてるんで。ただ、その10%といっても、それはある程度標準的なものなんで、それをやっぱり10%超は超えてもらいたいなという意見です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 僕は別に今ぐらいあれば——前は18億円とか16億円とか、ひどかったんですよ。さすがにそれは問題だと思ったんですけど、今回の決算見てると財調は上がってきてるし、これ実は全国的に財調上がってるんですよ、みんな。全国のいろんな自治体のを調べていくと。逆にその財調をどう使って市民の福祉につなげるかという方向に考えている自治体というか、議会も多いので、そこは私は財調、そんなに厳しく積み上げる必要はないというふうには思ってます。

○齋藤委員長 財政の健全化という意味ではいいのかな。財政健全化という意味では、鈴木さんおっしゃったのは財政の……

○結城委員 健全化でしょう。

○齋藤委員長 (続) 健全化とおっしゃってる。それでいいですか。

そのほか何かございませんか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 財調が積み上がってるというのは、ここ2年、3年、コロナ禍で事業がかなり縮小されたというか、事業がされなかったのが結構多いんですよ。そういったことも恐らく影響してるんじゃないかなと思うんですよ。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 実は国のほうの税収というか、それが増えてる部分があるわけじゃないですか。ところがジニ係数というのがあって、多分これは今回間に合わなかったんだけど、このジニ係数がやっぱりどんどん開いちゃってんですよね。格差が開いちゃってることなので、逆にこの財調をどう使ってその係数を——だからさっきの根岸さんが言うてみたいに、困っているというか、使わなきゃいけないところに使っていくという考え方を議会としても出したほうがいいんじゃないのかなと。やっぱり住み続けられるほど——住みたくなるまち、やっぱりみんながお互いにそういうふうはこの町に生まれてよかったね、住んでよかったねというふうなあれのほうが、僕は格差がある社会って日本はつくっちゃいけないと思ってるんですよ。ところがジニ係数を見ると、どんどんそういう方向に行ってるというのが統計的にも分かっているので、やはりそういう使い方のほうに議会としてもかじ切ったほうがいいのかなと思います。

○齋藤委員長 それはスクラップ・アンド・ビルドのところでいけるって……。

結城委員。

○結城委員 さっき副委員長が言うてみたいに、お金——お金持ってるというか、その使える人のところに行くんじゃないで、使わなきゃいけないところに持っていくというやり方をやったほうがいいのかと。それは私はこの間、昨日も言いましたけど、公的病院等助成金、あれって公的なところを取っているJAと、それから東取手病院だけなんですけど……

〔「医師会」と呼ぶ者あり〕

○結城委員 (続) あっ医師会、医師会、ごめんなさい、医師会なんだけど、あれってこの間も言ったけれども、これは例えば牛久の例なんです。牛久の場合は、その部門がたしか三つあって、周産期医療、それから救急、それから小児、この三つの部門を見ていて、赤字だったら出す。でも黒字だったら出さないというふうに決めているので、そのところは同じような公的病院等補助金なので、そういう使い方に、市も持っていったほうがいいんじゃないのかなと。これはもう予算でも言ったし、今回の決算でも言ったので、そこを次の令和6年度の予算のときにどういうふうに市が考えるのか、昨日の話の中でも、何だっけ、特別交付税で措置されると言っているけれども、丸々一財で出したものが丸々入ってくるわけじゃないんですよ。そういうことを考えれば、そういう使い方を、やっぱり議会として提案してもいいのかなと思います。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 すみません、不勉強であれなんですけど。今おっしゃられた補助金って、今、牛久の例で言ったその3部門の赤字に補てんするという約束に取手市はなっているわけではないの……

○結城委員 全然なっていない。

○根岸委員 (続) あの金額はどうやって算出してるの。

○結城委員 それは国の補助——国のベット数だから。一番最初に1億2,000万円出しているわけだから、何かそれを……

○齋藤委員長 マイク入ってなかったの。マイク入れてください。

○結城委員 （続）もともとこれは国がそういう政策で始めたわけですよ。ただこの公的病院というのは、今すごく公的な病院って、例えばこの辺だったら行方にあるのかな、ああいうところだと市が運営してる病院ってあるわけです。そうすると医師不足であったり財源不足であったり、そういったことがすごく大きかったわけですよ。それを国が特別交付税として出すという形で始まったと思ってるんです。ところが、JAさんなんかはまさに公的病院のあれを満たしている。医師会病院も満たしているということで、その対象になったんだけど、果たして——だからこれ言ってるのに、本当に困ってるんだったら、それは出してもいいかもしれないけれども、そうでなければ、そのやつを全部なくすんじゃないかと減らしてもいいけど、別な部門にそれを持っていってもいいんじゃないのかというのを、予算と決算、両方やりました。こっちのほうが額でかいでしょう。何千万円だもん。

○齋藤委員長 という御意見ですね。

根岸委員。

○根岸委員 そしたら、その提案としては、国の基準じゃなくて、今おっしゃっていた牛久に倣って小児と救急と周産期医療、この3つの条件ということで、その算定の仕方を変えたらどうだという提案だと思いかと思います。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今のやり取り聞いてて理解はできるんですけど、ただ、取手市内にも開業医というの——ほかの個人でやっている病院、クリニックとか医院ってたくさん結構ありますよね。だからそういう意味では病院も医療関係も取手というのは意外と充実しているのかなと。そういう意味では、公的病院のというところの2か所は、他の医院からも——医療機関からは頼りにされてると言ったら——言い方なんか語弊があるのかもしれないんですけど、連携が取れてる——ちょっと何か問題というか、何か心配ならばすぐ紹介状を書いてくれるというような、で、総合病院のほうによく検査してもらおうといいということで、よくそこ回してくれて。私は逆にJAにかかっていたのが、随分安定してるから地域の医療機関にということで回ったりという、そういうケースもあったりして。だから、取手は取手で随分うまく回ってるなとは思ってるんですよ。その根拠というかあれには、やっぱり2つの病院が公的な支援を受けてるというので、お互いそれが何か波及し合ってるというの、何かそれはそれで大事にしてあげたほうがいいのかなと思ってるの。ただ今回、議会からの提言という形だから……

○齋藤委員長 ごめんなさい、提言の前の段階なので……。

○遠山委員 （続）提言の前の段階——ああ総括ね、いや……

○齋藤委員長 総括質疑にするかどうか……

○遠山委員 （続）提言に向けての総括質疑をするわけでしょ。

○齋藤委員長 そうそう、そういうことですね。——そう私は思っておりますけれども。

○遠山委員 最終的に提言として出すかどうかはまた、質疑やった後に決めるんだけど、でも、そういう方向性考えると、試算してもらっても無駄ではないのかなというのは、今、牛久の例というのは初めて聞いたんで、減額するとか、減額ありきとか、廃止ありきでは

ないというのが結城さんの——結城委員のほうからの意見でも分かったんで、試算してみるとということでは意味はあるかなというふうには今思ったところです。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 そうなんです。これ要綱があるんですよ。その要綱の中を、例えば牛久だったら要綱でそういう要綱をしていると。ですから取手の中の要綱も何かそういう縛りというんじゃないですけど、ルールみたいのをつくったらどう——大枠で言えばそういうような提案というのができるのかなと思います。

○齋藤委員長 ありがとうございます。ただいまの議論は、どこになるか分からないけれども、スクラップ・アンド・ビルドになるか、もしくはその財政のところを集約されるのか分かりませんが、そういうことをどっかで質疑をしたほうがいいんじゃないかということではよろしいですかね。

岩澤委員。

○岩澤委員 今、これまとめているのは副委員長による総括質疑、明日の日程でいうと、その後に委員のうち各会派代表者による総括質疑というのがあるんですけど、これ今出しているもの以外に、この各代表者で出すということで。例えば各会派でもうここで出てしまったという場合には、各会派代表者による総括質疑というのはどういう位置づけになるんですか。

○齋藤委員長 今日皆さんがまさに各会派の代表として参加していただいて、委員長がやるのは、みんながそれ委員会として質疑——総括質疑をしましょうというものが、根岸副委員長やります。それで例えば、岩澤さんがこれやってもらいたいと言っても、それは総括質疑ではいいよねと、やらなくていいよねとなったときには、岩澤さんが会派を代表して、僕の会派ではということでは会派ごとの質疑ができるということです。なので、今挙げていただかないと、もう会派としての質疑もないということです。どんどん出してください。

○岩澤委員 分かりました。はい、じゃあ小堤さん、お願いします。

○齋藤委員長 いろいろ相談しながら出してくれていいです。

○結城委員 出なかったら……。

○齋藤委員長 出なかったら出さない。出せません。この場で出ないものはできませんよ。

○鈴木委員 会派で単独で……。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それはあれですか、例えばここに出なくても、会派でこういう形で提言したいということ。

○齋藤委員長 あるんだったら今出してもらって。

○鈴木委員 今出さない駄目だということ、なるほど、了解。

○齋藤委員長 そうよ、そうです。

○結城委員 ああそうか、予算やってないから。

○齋藤委員長 ああそうなの。

○結城委員 ああそうかそうか、僕ずっとやってるから。

[笑う者あり]

○齋藤委員長 岩澤委員、どうぞ。

○岩澤委員 説明ありがとうございます。ということは、創和会でいうと、提案があった場合にはまずここに挙げると。そこで——ここで取り上げられた場合には、それに関しては会派ではやらずに、副委員長の総括ということなんですね。

○結城委員 そういうことです。言ったけど……

○齋藤委員長 どうぞ。

○結城委員 (続) 取り上げられなかったら……

○齋藤委員長 会派でやれる。

○岩澤委員 分かりました。理解しました。ありがとうございました。

○齋藤委員長 このぐらいでいいですか。ほかに大丈夫、公明党言ってみて——米粉。
鈴木委員。

○鈴木委員 米粉の販売というか拡大なんですけど、ここは農産物利用拡大の中に入れていただければ。根岸副委員長にぜひ総括質疑で、もうかる農業を……

[笑う者あり]

○鈴木委員 (続) 米粉の加工販売で、ぜひお願いしたいと思います。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと私たちが気になっているところでは、私も質疑したところなんですけど、公共——地域公共交通問題で、高齢者移送サービスと公共交通のほうを一緒にリンクさせて何かこうやれない——やったほうが効率的と思ってるんですよ。それが幾ら言っても今までも、縦割りで全然連携が図られていなかった。ましてやほら、区画整理じゃない——桑原開発に準じてというか、それ待ってたというのがあって、もう本当にあつという間に長いこと空白にさせてきちゃってんだけれども、ちょっとこれもう、うん、いい加減ちょっと横の連携取るような形で一步踏み出してもらいたいなと思っているんで、もう桑原開発は想定しな——してもいいんだけど、計画としては、市民の声、市民参画の下でやれば、二、三年はかけてみんなどこもやってるんで、もうそういう形で何かつくるように何か総括で取り上げられたらなと思ってはいたんですけど……

[「桑原」と呼ぶ者あり]

○遠山委員 (続) 桑原じゃなくて高齢者移送サービス。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 いいですか、遠山委員に。これは、今回の質疑されてますか。

○遠山委員 質疑してるじゃん。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 高齢者移送サービスは今回ほら、重点で入れなかったっけかな——前回か。前回入れたんだっけか。

○岩澤委員 分かりました。

○齋藤委員長 小堤さん、何かございませんか。
小堤委員。

○小堤委員 指名されましたけど、皆さんのおっしゃるとおりだと思うんで、私はあえてプラスはありません。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 出てるだけです。

○齋藤委員長 何か言った、今——特にないと言った。じゃあ、出ないようなのでここ、これ出していただいたのが。そしたら小笠原さん。事務局のほうで読み上げてもらいます。

○小笠原議会事務局長補佐 今出た項目のほうを読み上げさせていただきます。まず1つ目として、高齢者の移動支援の充実。2つ目といたしまして、取手市農産物利用拡大。3つ目といたしまして、農業公社事業の改革。4つ目といたしまして、歳入の確保、財政の健全化。5つ目として、生ごみ堆肥化の事業。6つ目として、空き家対策。7つ目として、教育総合支援センターの充実と小規模特認校の充実。8つ目として、小児生活習慣病。9つ目としまして、スクラップの提案として、Go Toフィットネス、電子式生ごみ処理機、人間ドックの補助の縮小、ビルドの提案として、ケースワーカーの充実、スクールカウンセラーの充実、——10個目でしたっけ、スクラップ・アンド・ビルド、財政に入れるかどうかというところで、公的病院運営等運営費補助金、小児緊急の補助算定の方法の見直し、11個目として、地域公共交通問題と高齢者移送サービス、以上です。

○齋藤委員長 以上、皆さんと一緒に確認させていただきました。

岩澤委員。

○岩澤委員 今、一番最初のやつを見せてもらえますか。高齢者、これと一番最後のやつってかぶってますよね。

○齋藤委員長 一緒にしてもいいですよ。

○岩澤委員 さっきも僕、確認ですけど、今消えちゃった——地域公共交通問題というのは遠山さんが質疑されてるんですか。高齢者の……。

○齋藤委員長 昨日。

○岩澤委員 失礼しました。

[笑う者あり]

○齋藤委員長 よろしいでしょうか。この際やっぱりもう一つとか、これも付け加えてとかというのありましたら言って。大丈夫ですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この農産物利用拡大のところは、私も再三言ってんだけど、野菜に関してはもうなかなか、畑の耕地面積が取手の場合はそれだけ生産するだけの耕地面積ってないんで、やっぱりここはお米なんですよ、取手の場合は。だから括弧してお米アンド米粉みたいな……。

○齋藤委員長 括弧しないほうがいいんじゃないの。大きくしといたほうがいいんじゃないの。

○根岸委員 小さくするのは後でも。

○鈴木委員 大きくしておいたほうがいいですか。

○結城委員 何でしたっけ、作付、米粉用の米がありましたっけ。

○鈴木委員 そうそうそう、それは資金的に米粉用の転作補助金を使ってやってるんで、それをやっぱりこれから少しでも伸ばしていったほうがよろしいんじゃないかと思います。

○結城委員 農業振興にも関わるしね。

○鈴木委員 そうですよ。

○齋藤委員長 このままでいいですか。——このままでいいですか。細かくするのは後で本当にできると。よろしいでしょうか、じゃあ。

根岸委員。

○根岸委員 ケースワーカーのところでちょこっと質疑触れたかと思うんですけども、職員の働き方とか、昨年度の令和3年度のときも職員のやりがいだったり——何だったっけな、何かそこに触れたんですよ。今回……

〔「専門性みたいなもの」と呼ぶ者あり〕

○根岸委員 (続) でしたっけ、何かチャレンジだったりとか、そういう風通しのいい職場環境みたいなことを提案というか、総括質疑した覚えがあるんですけど、今回、小堤さんが一般質問でされてたじゃないですか。何かその提案、新しいその業務の提案をすることで、職員のやる気を看過するみたいな質疑されて——質問されてましたよね。そこら辺というのは、予算の執行という意味では人件費として、もう一番ベースにあるものだから、そこを取り上げてもいいのかなと思うんですけど。でも、なかなかその——質疑しづらいところなので……

○齋藤委員長 ちょっと言葉まとめてもらえる。いっぱいいい言葉がいっぱい出たんだけど、どうやるのか、それ表現しますか。

○根岸委員 職員の——結局私が一番大事なんじゃないかと思っているのは、職員がやっぱりやりがいを感じて生き生きと市民のために思い切って仕事ができるということが、そのまんま市民に還元されていくと思うんですよ。そのためには、やっぱり職員がすごく職場環境がよくなかったりとか、思い切り仕事ができない環境だったりというのはマイナスでしかないと思うんですね。という意味で、職場環境をより——何というんですかね、やりがいのあるというか、思いっきり力を発揮できる環境を整えるという視点で質疑したいかなと思うんですけど……

〔「非正規かな」と呼ぶ者あり〕

○根岸委員 (続) それもちろんありますね、そう非正規雇用というか、要するに会計年度任用職員も、結局私一度資料出していただいたんですけども、確か職員が800名弱ぐらいで、同じだけ会計年度任用職員いらっしゃるんですね。やっぱりその働き方というのが、正規職員はいっぱい仕事を抱えててもう処理し切れないほど持っている中で、疲弊しながら働いている。一方、会計年度任用職員は本当にスポット的に専門職であっても切り売りするような形でしか——全てがそうだとは言わないんですけど、そういう働き方がどちらかというと主流になりつつあるというのは、お互い不幸だと思うんですよ。だからやっぱりそこは、しっかりそこも人件費ちゃんと投入してすることが、結局、経費としては最初増えちゃうかもしれないんですけど、だんだん回っていくと、市民の幸福感というか、そういう暮らしやすさだったりとかというほうに流れていくと思うんですよ。

これもあれですよ、山野井さんが一般質問されてた先に出すという、いわゆる経費を先に出してというところになってくるかなと思うんですけど。

○齋藤委員長 職員さんのやりがいのある職場の——ような。

小堤さん、しゃべりたくなる。

○小堤委員 根岸委員が言ってるのも分かるんですけど、私的に、さっき一般質問で言ったという話で私的に言ってるのは、そういうことではなくて、今の話だと、そういう——なんていうのかな、今だって組織として市役所の組織は一生懸命やってるんだから、そこは認めなくちゃいけないところであって、それをもっともっとと、何か駄目なふうに言って質疑するのはあんまり——じゃあ具体的にどういうことが駄目なのという話になったときに、あまり分からないじゃないですか、こっちの議会側としてみれば。一つその非正規職員というのがあったけど、それはやりがい風土云々とかそういう話ではなくて、もっと人事的な関係の話であって、だからちょっとこの職場風土、やりがいのあるは、議会側から提言・提案、総括するに当たってはあんまりそぐわないかなというふうに個人的には。それはやっぱりその市役所の執行部側の組織が考えていくことであって、こちらがこうだああは言えないというか、違うかなという……。

○齋藤委員長 この後の議論の俎上に乗らないとあれなので、その意見も一応出してもらわないと、後で皆さんで……

○小堤委員 ちょっと違いました。

○齋藤委員長 (続) 議論していただくんですけども、とにかく出てないことには議論ができないので。

○小堤委員 あと、あともう一つ……

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 (続) さっき農業——何だっけ、農業公社と農産物の拡大、これをもっと大きいくくりで1個でもいいんじゃないかなという気はするんですけども。

○齋藤委員長 もちろん、それもちょっとこれから精査していくわけだから。

そのほかはよろしいでしょうか。——なしということにしてよろしいですか。——それでは、ただいま——それで、もう1回読んでくれるのかな、私が言うのこれ。小笠原さん、読んでいただけますか。もう一度職員さんに読んでいただきます。

○小笠原議会事務局長補佐 そうしましたらもう一度読み上げます。高齢者移動支援の充実、地域公共交通問題と高齢者移送サービス。次に、取手の農産物利用拡大。次に、農業公社事業の改革。次に、歳入の確保、財政の健全化。次に、生ごみ堆肥化の事業。次に、空き家対策。次に、教育総合支援センターの充実と小規模特認校の充実。次に小児生活習慣病。次に、スクラップの提案、G o T oフィットネス、電子式生ごみ処理機、人間ドックの補助の縮小、ビルドの提案として、ケースワーカーの充実、スクールカウンセラー充実。次に、スクラップ・アンド・ビルド、または財政の公的病院運営等運営費補助金、小児緊急等の補助算定の方法の見直し。最後に、職員のやりがいのある職場風土、能力発揮、非正規職員についてでございます。以上です。

○齋藤委員長 ただいま読み上げていただきました項目が皆さんの中から挙がりました。

それではこの後休憩し、ただいま挙げていただいた項目についての詳細な内容や総括質疑項目の確定等に関する協議を行います。

休憩いたします。

午後 2時40分休憩

午後 4時57分開議

○齋藤委員長 再開いたします。

それでは、休憩中の協議内容を踏まえ、根岸委員から、委員会として総括質疑事項を確認のため発言願います。

根岸委員。

○根岸委員 休憩中の協議の結果、項目6項目にまとまりました。まず項目1、歳入の確保・財政の健全化として、ふるさと納税を増大させるための課題について。それから、桑原地区整備による歳入の見込みについて、また定住化促進に向けての課題と空き家の活用についてというところで総括質疑します。項目2は、地域公共交通と高齢者移動支援事業の充実について伺います。項目3、取手の農業振興について、特に特別栽培米の拡大について質疑をいたします。次、項目4、ごみの減量化の取組として、CO2削減に係る市民リテラシーの向上について、それから、ごみ減量の目標設定、市民への発信というところについて質疑をします。項目5、教育総合支援センターの充実というところで、今後の方針について伺います。項目6、公的病院等運営費補助金の要綱について、その要綱の中身の検討について質疑をしたいと思います。以上、6項目に決定いたしました。

○齋藤委員長 ありがとうございます。ただいま、委員会としての総括質疑事項を発言いただきました。委員から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 大丈夫ですね。なしと認めます。これで、委員会としての総括質疑事項確定のための委員間討議を打ち切ります。

その他、委員から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 事務局からは何かございませんか。大丈夫ですか。それでは、これで一般会計決算・予算審査特別委員会を散会——その後になってる——すみません。それでは、ここで私から申し上げます。明日、総括質疑、委員間討議、討論、採決まで行った後、本日までの決算審査や、明日行われます総括質疑、さらには、7月から8月にかけて行った委員会での調査の内容を踏まえ、令和6年度一般会計決算・予算——すみません一般——もとい、令和6年度一般会計予算編成に向け、委員会として市に対して提言すべき事項があるか、委員間で討議をしてまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

そのほか委員から何かございませんか。

結城委員。

○結城委員 すみません、これ決算・予算特別委員会ということで、私たちの任期はこれ

は9月議会が終了と同時になくなるということでいいんですけど、事務局。

○齋藤委員長 少々お待ちください。任期まで——少々お待ちください、確認します。
休憩します。

午後 5時03分休憩

午後 5時03分開議

○齋藤委員長 再開いたします。

それでは、議会事務局、小笠原さん、お願いいたします。

○小笠原議会事務局補佐 任期のほうなんですけども、皆さんの議員の任期までとなっております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 ありがとうございます。私、てっきりこの特別委員会が解散したら終わりなのかなと思ったら。で、私がちょっと考えているのは、私たち2020年から議員の任期が始まって、私ずっとこれ、決算・予算特別委員会ずっと関わってきてるんですけど、この決算・予算——今のこの決算・予算委員会を皆さんが経験した中で、次の改選後になってしまいますけれども、この決算とか予算の在り方とか委員会をどんなふうにするのかというものの方向性は示せなくても、皆さんからの意見交換会みたいのをやってみたいなと思ってるんですけども、いかがなものでしょうか。

○齋藤委員長 今、結城委員のほうから、この決算・予算審査特別委員会の持ち方ですけども、どういうふうにやるかと決めるわけではなくて、いろいろ試行してここまで来ておりますが、それについて意見交換会をしたいということでございました。これについてどうでしょう、皆さんの御意見は。

岩澤委員。

○岩澤委員 それは、この委員会メンバーではなく全議員対象にしてという——この委員会ということですか。

○結城委員 取りあえず。

○岩澤委員 取りあえず。——まあいいかなと思います。

○齋藤委員長 ほかどうでしょう皆さん、御意見。いいと思いますか——いいと思うということで。そしたら、後日でいいですね、今日決めるじゃなくて。

○結城委員 今日じゃない、今日じゃないですよ、だって任期まであるんだっいたらいつでもできるじゃないですか。

○齋藤委員長 後日またそれでは。

休憩します。

午後 5時04分休憩

午後 5時07分開議

○齋藤委員長 それでは再開いたします。

事務局からほかに何かございませんか。——それではこれで一般会計決算・予算審査特別委員会を散会いたします。

午後 5時07分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計決算・予算審査特別委員会委員長 _____

未校正
速報版